## 税務訴訟資料 第267号-31 (順号12980)

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 租税協定に基づく情報交換要請取消等請求事件、

平成●●年(○○)第●●号 租税条約に基づく情報交換要請取消等請求事件

国側当事者 • 国(国税庁長官官房国際業務課長)

平成29年2月17日却下・棄却・控訴

判

平成25年事件原告 甲

平成 2 5 年事件原告 C

同代表者取締役 乙 平成27年事件原告 F

同代表者代表取締役 丙

上記3名訴訟代理人弁護士 山下 清兵衛

山中 眞人

田代 浩誠

被告

同代表者法務大臣 金田 勝年

処分行政庁 国税庁 長官官房国際業務課長

池田 義典

同指定代理人 大原 高夫

平山 未知留

早川 治

千葉 杏奈

柳瀬 秀郎

北代 真司

横田 美代子

鈴木 彩

## 主

- 1 本件各訴えのうち原告らが被告に対し金員の支払を請求する以外の請求に係る部分をいずれも 却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

### 第1 請求

- 1 平成25年事件
- (1) 国税庁長官官房国際業務課長が、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定26条1項に基づき、シンガ

ポール共和国政府に対して2012年(平成24年)11月22日付け「RE: Exchange of Information on Request」と題する書簡をもってした平成25年事件原告らに関する情報の要請を取り消す。

- (2) 平成25年事件原告らは、丙及び丁の平成21年分ないし平成23年分の所得税の調査手続の一環として、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定26条1項に基づく2012年(平成24年)11月22日付け「RE: Exchange of Information on Request」と題する書簡をもって日本国政府からシンガポール共和国政府に対して行われている情報の要請において、同日以降、それぞれ自身に関する一切の情報を交換されない地位にあることを確認する。
- (3) 平成25年事件原告らが、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定に基づきシンガポール共和国政府から得られるそれぞれ自身に係る情報が記載された資料を、被告及び関係行政庁によって利用されない地位にあることを確認する。
- (4)被告は、平成25年事件原告甲(以下「原告甲」という。)に対し、100万円を支払え。
- (5)被告は、平成25年事件原告C(以下「原告C」という。)に対し、1150万円を支払え。

# 2 平成27年事件

- (1) 国税庁長官官房国際業務課長が、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約25条1項に基づき、オランダ王国政府に対して2012年(平成24年)11月27日付け「RE: Exchange of Information on Request」と題する書簡をもってした平成27年事件原告に関する情報の要請を取り消す。
- (2) 平成27年事件原告は、丙及び丁の平成21年分ないし平成23年分の所得税の調査手続の一環として、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約25条1項に基づく2012年(平成24年)11月27日付け「RE: Exchange of Information on Request」と題する書簡をもって日本国政府からオランダ王国政府に対して行われている情報の要請において、同日以降、自身に関する一切の情報を交換されない地位にあることを確認する。
- (3) 平成27年事件原告が、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約に基づきオランダ王国政府から得られる自身に係る情報が記載された資料を、被告及び関係行政庁によって利用されない地位にあることを確認する。
- (4)被告は、平成27年事件原告(以下「原告F」という。)に対し、100万円を支払え。

#### 第2 事案の概要

本件は、丙及び丁(以下「丙夫婦」という。)の平成21年分ないし平成23年分の所得税の調査に関連して、国税庁長官官房国際業務課長(以下「国際業務課長」という。)が、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定(以下「日星租税協定」という。)及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約(以下「日蘭租税条約」といい、日星租税協定と合わせて「本件各租税条約」という。)に基づき、シンガポール共和国(以下「シンガポール」という。)及びオランダ王国(以下「オランダ」という。)に対し、

丙夫婦の家族又は関係会社である原告らに関係する情報を要請したことについて、原告らが、当該情報要請は本件各租税条約に違反してされたものであり、これらにより自身ないし顧客のプライバシーその他の権利利益を侵害されると主張して、①その取消しを求め(平成25年事件請求(1)、平成27年事件請求(1)。以下「本件各取消請求」という。)、②これらの情報要請により一切の情報を交換されない地位にあることの確認(平成25年事件請求(2)、平成27年事件請求(2))及び本件各租税条約に基づき自身に関して得られた資料を被告及び関係行政庁に利用されない地位にあることの確認を求める(平成25年事件請求(3)、平成27年事件請求(3)。以下、②の各確認請求を「本件各確認請求」と総称する。)とともに、③国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、原告甲において精神的損害の、原告C及び原告Fにおいて財産的及び非財産的損害(原告Fにおいてはその一部)の各賠償を求める(平成25年事件請求(4)。以下「本件各国賠請求」という。)事案である。

### 1 関係法令等の定め

### (1) 日星租税協定

ア 日星租税協定は、日本とシンガポールとの間で締結され発効している国際協定であり、 別紙1のとおり規定している(甲1)。

イ 別紙1の日星租税協定26条は、2010年(平成22年)2月4日に両国により署名された議定書により改正され、同改正は、同年7月14日に発効したものである(甲7、乙10)ところ、同改正前の日星租税協定(以下「旧日星租税協定」という。)26条1項1文及び2文は、「両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第1条の規定による制限を受けない。」と規定していた(甲6)。

すなわち、条文上、旧日星租税協定26条に基づく情報の交換においては、同協定自体のほか、同協定2条により同協定が適用される租税(日本国においては所得税、法人税及び住民税、シンガポールにおいては所得税)に関する両締約国の法令を実施するために必要な情報を対象とするとされていたものが、同改正後の現行の日星租税協定(以下、旧日星租税協定と区別する場合において「改正日星租税協定」ということがある。)26条に基づく情報の交換においては、同協定の実施のほか、両締約国又はそれらの地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用又は執行に関連する情報をも対象とするとされた。

## (2) 日蘭租税条約

日蘭租税条約は、日本とオランダとの間で締結され発効している国際条約であり、別紙2 のとおり規定している(甲A1)。

(3)経済協力開発機構(以下「OECD」という。)モデル租税条約

本件各租税条約は、いずれもOECDのモデル租税条約に準拠して締結されたものであり、 二重課税の排除を目的として、所得と財産に関する税制等を定めるとともに、その不当な利 用による租税回避及び逋脱を目的とした濫用に対処するため、締約国間で情報交換を行うこ とを可能にしているものである。

OECDモデル租税条約において、情報交換は、特定の事案を念頭に置いた要請に基づく

情報交換のほか、自動的情報交換及び自発的情報交換が可能とされている。((3)全体につき、乙1)

## (4) 国税通則法

#### ア 平成23年12月2日前までの更正期眼

- (ア) 国税通則法(平成23年法律第114号(以下「平成23年改正法」という。)による改正(以下「平成23年改正」という。)前のもの。以下「旧通則法」という。)70条1項1号は、更正は、その更正に係る国税の法定申告期限から3年を経過した日以後においては、することができないと規定していたところ、その期限は、平成23年改正法により法定申告期限から5年と改められたが、施行日である平成23年12月2日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例によるとされた(平成23年改正法附則1条本文、37条1項)。
- (イ) もっとも、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れた国税についての更正決定等は、上記(ア)にかかわらず、その更正に係る国税の法定申告期限から7年を経過する日まで、することができる(旧通則法70条5項。平成23年改正後の国税通則法(以下「新通則法」という。)70条4項においても同じ。)。

#### イ 調査の終了の際の手続の整備

(ア) 新通則法は、従前各税法に分かれて置かれていた質問検査権に関する規定を整理・統合等して新設した「第7章の2 国税の調査」の中に、「(調査の終了の際の手続)」として、「税務署長等は、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税義務者であって当該調査において質問検査等の相手方となった者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。」と定める同法74条の11第1項を新設した。

ただし、同項の通知をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし 非違があると認めるときは、同章に含まれる同法74条の2から74条の6まで(当該 職員の質問検査権)の規定に基づき、当該通知を受けた納税義務者に対し、質問検査等 を行うことができる(同法74条の11第6項)。

- (イ)上記(ア)の各規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査又は徴収(同日前にその者に対して当該調査又は徴収に係る各税法の規定による質問、検査等を行っていたものに限る(平成23年改正法附則39条1項参照)。以下「経過措置調査等」という。)に係るものを除く。)について適用する(同条3項)。
- (ウ) 国税庁は、平成24年9月、「税務調査手続等の先行的取組の実施について」と題する方針を公表した。

そこでは、平成23年改正により法定化された税務調査手続等については、原則として、平成25年1月1日以後に開始する調査から適用されることになるが、国税庁においては、同改正の趣旨を踏まえ、新通則法施行後における税務調査手続等を円滑かつ適切に実施する観点から、平成24年10月1日以後に開始する調査から一定の調査手続について先行的に取り組むことを予定するとされていた。

もっとも、上記の先行的取組では実施しない主な調査手続の1つとして「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」が挙げられ、その説明として、親通則法施行後にお

いては、実施の調査の結果、調査した全ての税目及び課税期間のうち、非違が認められなかった税目及び課税期間がある場合には「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」を送付することになるが、先行的取組においては、従来どおり調査した全ての税目及び課税期間について非違が認められなかった場合で、かつ指導事項がない場合に「調査結果のお知らせ」を送付する旨が述べられている。

また、質問検査等の開始時期による区分と実際の運用月とをマトリックス状にして運用方針を示した「先行的取組の対象となる調査及び新法の適用となる調査について」と題する図が参考として添付され、そこでは、「平成24年9月以前に質問検査等を開始する調査」及び「平成24年10月から12月の間に質問検査等を開始する調査」の区分のいずれについても、平成25年1月以降の新通則法の適用はないとされつつ、新通則法の施行される同月以降は、調査の終了の際の手続について、運用上、新通則法に準じて実施する方針が示されていた。((ウ)全体につき、甲19)

#### 2 前提事実

# (1) 当事者等

- イ 原告 F は、丙夫婦が出資して2002年(平成14年)10月●日にオランダで設立し、 丙が代表取締役に就任した有限責任かつ非公開の外国会社(J株式の持株会社)である。 丙夫婦は、丙が別に2003年(平成15年)5月●日にオランダに設立し、単独で理 事を務める F 財団に対し、同日、原告 F 株式の全部を預託し、その旨の証書(以下「本件 F 株式預託証書」という。)の発行を受けた。(イ全体につき、乙3、弁論の全趣旨、オラ ンダ商工会議所作成の原告 F の商業登記簿登録事項証明書)
- ウ 原告Cは、原告甲が全部を出資して2006年(平成18年)7月●日にシンガポールで設立し、その後取締役に就任した有限責任かつ非公開の外国会社(投資運営会社)であり、旧商号をKといったが、2007年(平成19年)10月5日に現在の商号に変更された。なお、原告甲は、シンガポールの永住権を取得している。(乙3、シンガポール会計・法人監督庁作成の原告Cの登録証明書)
- エ オランダでは、原告甲が全部を出資して2007年(平成19年)10月●日に外国会社であるL(以下「L」という。)が設立され、同社は原告Cがケイマン諸島のMを介して運用していたN信託と呼ばれる投資ファンド(以下「N・ファンド」という。)の管理に携わった。原告甲は、2009年(平成21年)9月28日、L株式の全部を丙に譲渡し(以下「本件L株式譲渡」という。)、その後、Lは同年10月●日に解散した。(乙3)
- オ 一方、丙夫婦は、2009年(平成21年)9月28日、本件F株式預託証書を原告C に譲渡した(以下「本件預託証書譲渡」という。)ところ、その後、原告F株式の全部は、

2013年(平成25年)7月1日、F財団に譲渡され、現在は同財団が原告Fの単独株主となっている。(乙3、弁論の全趣旨、オランダ商工会議所作成の原告Fの商業登記簿登録事項証明書)

#### (2) 丙夫婦に対する税務調査

ア 名古屋国税局のO主査(以下「O」という。)は、平成24年8月7日、丙夫婦に対し、 平成21年分ないし平成23年分の所得税に係る調査(以下「本件所得税調査」とい う。)を行う旨の事前通知をし、平成24年9月18日から翌19日にかけて、P国税実 査官(以下「P」という。)及びQ国税実査官(以下「Q」といい、O、P及びQの3名 を「O等」という。)らを伴って、当時の名古屋市天白区の丙夫婦の自宅に臨場して調査 をした。

また、丙夫婦並びに原告甲及び戊(以下「甲一族」と総称する。)は、平成23年11 月●日に死亡したRを被相続人とする相続について、養子として、同人の妻のSとともに 共同相続人となっており、この間の平成24年9月4日にその相続税の確定申告書が提出 されていたことから、同調査に際しては、同相続税に係る調査(以下「本件相続税調査」 という。)も合わせて行われた(以下、本件所得税調査と本件相続税調査を合わせて「本 件調査」という。)。

- イ 本件調査に際し、O等は、丙夫婦に対し、原告Cが運用する外国証券投資信託の内容、 その運用実態に係る資料及び財務諸表、原告F及びF財団の定款、F財団の管理規則及び F財団が締結した預託証書に係る契約書等の提出を求めたが、丙夫婦はこれに応じなかっ た(弁論の全趣旨)。
- ウ O等は、平成24年11月12日、丙夫婦の自宅を訪問し、丙に対し、それまでの本件 調査の状況を説明する等したところ、丙は、本件相続税調査の結果については受け入れ、 修正申告に応じる意思を示すなどした(乙21、弁論の全趣旨)。

#### (3) 本件各租税条約に基づく情報要請

ア 国際業務課長は、日星租税協定26条に基づき、2012年(平成24年)11月22 日付け「RE: Exchange of Information on Request」と題する書簡をもって、シンガポー ル政府内国歳入庁(以下「IRAS」という。)に対し、(ア)甲一族の外国投資信託に係 る適正な所得を把握するには、原告Cが投資運用会社になっている信託のリスト、その信 託の内容、運用実績、分配金額を把握する必要があるが、丙は、原告Cの申告書及び原告 Cが運用している投資信託に関する書類の提出を拒んでいる、(イ) 丙は、本件F株式預 託証書を、譲渡時の時価に比べて著しく低い価額で原告Cに対して譲渡しており、譲渡時 の時価との差額が原告Cの隠れた利益となっているところ、当該利益により原告Cの株式 価値が増加していれば、原告Cの単独株主である原告甲は、当該株式価値の増加による経 済的利益を丙から受けたことになるから、原告甲に対して贈与税を課税する必要があり、 その課税金額の確定及び証拠資料収集のためには原告Cの財務諸表を得る必要がある、 (ウ)原告甲は、どの国においても非居住者となっている可能性が高いが、日本の居住者 となる可能性があることから、シンガポールにおける税務申告内容を確認する必要がある とした上、調査対象期間を2006年(平成18年)1月1日から2012年(平成24 年) 2月28日までとして、以下の①ないし⑨に係る情報の提供を依頼した(以下「本件 シンガポール情報要請」といい、上記書簡を「本件シンガポール情報要請書簡」という。)。

- ① 原告Cが投資運用会社となった投資信託で2006年1月1日から2012年2月28日までに存在したものの一覧
- ② 上記の各投資信託の内容(委託者、受託者、受益者、運用会社、事務管理会社、現物 証券等保管会社、受益証券販売会社、運用内容、分配計算方法等)
- ③ 上記の各投資信託の2006年1月1日から2012年2月28日までの受益者及び その異動
- ④ 上記の各投資信託の2006年1月1日から2012年2月28日までの運用実績 (各年内に分配されなかった利益を含む。)
- ⑤ 上記の各投資信託の2006年1月1日から2012年2月28日までの分配又は償還の詳細(日付、金額、支払先等)
- ⑥ 2008年12月期及び2009年12月期の各事業年度における原告Cの損益計算書(収入及び経費の明細の分かる書類)並びに貸借対照表(資産、負債及び資本の明細の分かる書類)
- ⑦ 2009年9月28日に、丙が、本件F株式預託証書を、譲渡時の時価に比べて著しく低い価額で原告Cに対して譲渡しており、譲渡時の時価との差額が原告Cの隠れた利益となっていることについて、この隠れた利益が原告Cに贈与された経済的利益として、シンガポールで課税されるか。課税されている場合はそれを示す申告書等
- ® 原告甲のシンガポールでの申告状況を確認いただき、申告している場合には申告書の 写し
- ⑨ 丙、原告甲、原告F、原告C、L並びにケイマン諸島のMのN・ファンドB、N・ファンドH及びN・ファンドDがT銀行シンガポール支店に保有する特定の各口座(以下「本件シンガポール各口座」と総称し、個別の口座をいうときは、それぞれ「本件シンガポール丙口座」、「本件シンガポール甲口座」、「本件シンガポールF口座」、「本件シンガポールF口座」、「本件N・B口座」、「本件N・H口座」、「本件N・D口座」という。)の取引明細書(2006年から2011年までの期間を含むもの)

本件シンガポール情報要請書簡には、上記各情報の提供の依頼に当たり、(a) 同依頼は、日本国の法律及び行政実務に則っており、情報提供依頼者は、日本国の法令の下において又は行政の通常の運営において当該情報を入手する権限を有していること、及び(b) 要請する情報の関係者から直接情報を収集することを含めて情報を入手するための当国内で可能な全ての手段は実施済みであることを、発出者(国際業務課長)において確認する旨の文書が記載されていた。(ア全体につき、乙3)

イ 国際業務課長は、日蘭租税条約25条に基づき、2012年(平成24年)11月27日付け「RE: Exchange of Information on Request」と題する書簡をもって、オランダ政府の権限ある当局に対し、(ア)日本の税務当局としては、丙夫婦は、(譲渡損失は一般に総合所得から控除できるが、株式の譲渡損失は株式から発生した所得からのみ控除できるとされている日本の所得税法の下で、)本件F株式預託証書は株式に当たらないとして、譲渡損失を役員報酬を含む総合所得から控除することにより所得税を回避したと考えているため、F財団と預託証書保有者の間の契約、F財団の管理規則等の書類を確認し、預託証書の性質を検証する必要がある、(イ)丙夫婦が本件F株式預託証書の保有者として原

告下からの配当を日本で適正に申告しているかどうかを検討するため、原告下及び下財団の申告書及び資金の流れを確認する必要があるとした上、(ウ)本件預託証書譲渡は2009年(平成21年)中に行われており、日本の税法によると2013年(平成25年)3月15日(以下「本件要望期限」という。)に所得税の更正期限を迎えることから、要急案件として扱うよう要望しつつ、調査対象期間を2009年(平成21年)1月1日から2011年(平成23年)12月31日として、以下の①ないし④に係る情報の至急の提供を依頼した(以下「本件オランダ情報要請」といい、上記書簡を「本件オランダ情報要請書簡」という。また、本件シンガポール情報要請と本件オランダ情報要請とを合わせて「本件各情報要請」という。)。

- ① 原告F及びF財団の定款並びにF財団の管理規則の写し
- ② F財団と丙夫婦、R及びSの間で締結された預託証書に係る契約書の写し
- ③ 原告F及びF財団の国税に係る2009年から2011年までの分の申告書の写し
- ④ 原告FがT銀行オランダ支店及びU銀行アムステルダム支店に保有する特定の各口座 (以下「本件オランダ各口座」と総称する。)の2009年から2011年までの取引 明細書

本件オランダ情報要請書簡には、上記各情報の提供の依頼に当たり、(a)類似の状況において情報を収集し提供することができること、及び(b)通常の調査においてできることは全て尽くしたこと等を、発出者(国際業務課長)において確認する旨の文言が記載されていた。(イ全体につき、甲A2、Z8)

- (4) 本件各租税条約に基づく情報要請の帰すう
  - ア IRASは、2013年(平成25年)1月17日付けで、租税条約に基づく情報交換 を促進するために要求されるものであることを明示した上で、
    - (ア) 原告Cに対し、原告Cは多数の投資信託・投資ファンドの運用会社として営業していると理解しているとして、本件シンガポール情報要請に係る前記(3)ア①ないし⑤ (ただし、本件シンガポール情報要請上「各投資信託」とある部分に「各ファンド」を付け加えたもの)及び本件預託証書譲渡に係る譲渡価額及び譲渡時の時価の情報の提供を求めた(甲4の1)。
    - (イ) 原告甲に対し、原告甲は原告Cの取締役かつ唯一の株主であり、原告Cは多数の投資信託・投資ファンドの運用会社であり、原告F、L、ケイマン諸島のMと取引があると理解しているとして、本件シンガポール情報要請に係る前記(3)F⑨の本件シンガポール各口座の取引明細書(ただし、期間は2006年1月から2012年2月まで)の提供を求めた(甲4の3)。
  - イ オランダのロッテルダム税務事務局は、2013年(平成25年)2月5日付けで、租 税条約に基づき複数の第三者に課税するための情報収集するためのものであることを明示した上で、原告Fに対し、同月22日に同社及びF財団に関する情報の取得を目的とする 実地監査を行うことを予告する書面を送付した。当該書面には、監査のため、原告F及び F財団の2009年から2011年までの記録が必要であり、監査開始時に、以下の書類を提出してもらう必要があることが付記されていた。(甲A3)
    - ① 2009年、2010年及び2011年の年次決算書
    - ② 2009年から2011年までの総勘定元帳

- ③ 原告Fの定款
- ④ F財団の管理規則
- ⑤ 株主総会議事録
- ⑥ 取締役会議事録
- ⑦ F財団の会議録
- ⑧ 2009年から2011年までの原告Fの全取締役一覧
- ⑨ 当該期間にF財団が署名した契約書類
- ⑩ 原告F及びF財団の通信文書及び請求書
- ⑪ 原告F及びF財団の銀行口座取引明細書
- ウ IRASの所得税検査官は、2013年(平成25年)4月19日、シンガポール所得税法105D条(1)項(甲15)、105J条(1)項、(2)項(甲14)に基づき、T銀行シンガポール支店に対し、本件シンガポール各口座の保有者により保有される全ての口座の2006年1月1日から2011年12月31日までの全銀行取引明細書を、命令日から21日以内に作成して、その写しを申立人に引き渡すべきこと等を求める旨をシンガポール高等裁判所に申し立て、同裁判所は、間もなく、全ての関係者を審問期日に呼び出した(甲2)。丙は、当該手続への参加を許可され、審問期日が開かれたが、シンガポール高等裁判所は、2013年(平成25年)5月31日、上記所得税検査官の申立てを全部認めてその旨の命令を発した(以下「シンガポール原命令」という。)。

丙は、同年6月19日、シンガポール高等裁判所に対し、シンガポール原命令の取消しを求める申立てをし、他の本件シンガポール各口座の保有者5名も、同日、同裁判所に対し、手続参加とともに同命令の取消しを求める申立てをした。さらに、丙は、原告甲及び原告Cが同年9月20日に本訴平成25年事件を提起したことを理由に、同月25日、日本における同事件の判決までシンガポール原命令の執行の停止を求める申立てをした。シンガポール高等裁判所は、同年10月17日、これらの申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。

この決定に対し、丙のみが同年11月13日に上訴したところ、シンガポール最高裁判所は、2014年(平成26年)10月15日に審問期日を開いた上で、2015年(平成27年)1月22日付けで、前記命令は、特定された8つの本件シンガポール各口座については正当であるが、同各口座の保有者により保有される全ての口座に広げて銀行取引明細書の写しの作成及び引渡しを命じた部分は同国所得税法の規定に違反するとして、その限度でこれを取り消し、本件シンガポール各口座のみの銀行取引明細書の写しの作成及び引渡しを命ずる内容に前記命令を変更する旨の決定書を公表した。(ウ全体につき、乙20。以下、この一連のシンガポールの裁判所での手続を「本件シンガポール裁判」という。)

#### (5) 丙夫婦に対する所得税調査の帰すう

ア この間の平成24年12月25日、丙夫婦は、名古屋市天白区から東京都千代田区に納税地が変わる旨の所得税の納税地の異動に関する届出書を新旧管轄の昭和税務署長及び麹町税務署長に提出したことから、本件所得税調査事務は、名古屋国税局から東京国税局に引き継がれた(弁論の全趣旨)。

イ 東京国税局のV主査(以下「V」という。)及びW国税実査官(以下「V等」と総称す

る。)は、平成25年3月6日、東京都千代田区の丙夫婦の自宅に臨場した後、同年4月24日、丙夫婦の税務代理人であるX税理士(以下「X税理士」という。)及び本訴原告ら代理人であるY弁護士(以下「Y弁護士」という。)と面談した(以下「本件面談」という。)。

V等は、遅くとも本件面談時までに、丙夫婦の平成21年分ないし平成23年分の所得税について、その時点で更正決定等をすべきと認められず、平成25年5月末頃にその旨の通知書を送付する旨を告げた。X税理士及びY弁護士は、本件面談時以降、V等に対し、本件各情報要請を撤回するよう求めた。(イ全体につき、弁論の全趣旨)

- ウ 麹町税務署長は、丙夫婦に対し、平成25年5月27日付けで、平成21年分ないし平成23年分の所得税について「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を発し、同月29日頃に到達した(甲5、弁論の全趣旨)。
- エ 一方、国際業務課長は、IRASに対し、2013年(平成25年)7月16日付けで、シンガポール原命令に対し丙が変更又は取消しの申立てをしたこと及び麹町税務署長が同年5月27日付けで上記ウの通知をしたことを踏まえても、本件シンガポール情報要請により要請した情報はいまだ必要であり、当要請は引き続き日本国の法律及び行政実務に従っていることを確認する旨の書簡を発した(甲3)。
- 3 主な争点

本件の主な争点は、以下のとおりである。

- (1) 本件各訴え部分の適否
  - ア 本件各取消請求に係る本件各情報要請の処分性の有無(争点1)
  - イ 本件各確認請求に係る確認の利益の有無(争点2)
- (2) 本件各情報要請の適否
  - ア 本件各情報要請が本件各租税条約に関連しない情報(日星租税協定26条1項又は日蘭租税条約25条1項の対象とならない情報。以下「非関連情報」という。)を要請するものとして違法か否か(争点3)
  - イ 本件各情報要請が本件各租税条約の適用を除外される情報(日星租税協定26条3項b 号又は日蘭租税条約25条3項b号の日本国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報。以下「国内入手不能情報」という。)を要請するものとして違法か否か(争点4)
    - (ア) 本件シンガポール各口座に関する情報について(争点4-①)
    - (イ) 本件要望期限後における本件オランダ情報要請継続について(争点4-2)
  - (ウ) 更正決定等をしない旨の通知後における本件各情報要請継続について(争点4-3)
  - ウ 本件各情報要請が情報入手手段を尽くさずに行われ又は既に我が国で得た情報を要請するものとして違法か否か(争点5)
- (3) 本件各情報要請を原因とする原告らの国家賠償請求権の有無(争点6)
- 4 主な争点に関する当事者の主張
- (1) 本件各取消請求に係る本件各情報要請の処分性の有無(争点1) (被告の主張)
  - ア 処分の取消しの訴えは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」の取消しを 求める訴訟をいう(行政事件訴訟法3条2項)ところ、ここでいう「行政庁の処分」とは、

その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、「公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁の一方的意思決定に基づき、特定の行政目的のために国民の身体、財産等に実力を加えて行政上必要な状態を実現させようとする権力的行為をいうものと解されている。

イ しかるところ、本件各租税条約に基づく情報要請は、一方の締約国が他方の締約国に対し、自国の租税に関する法令の規定の運用又は執行を適正に行うために、情報の提供を要請する二国間の行為にとどまり、行政機関相互の行為と同視すべきものであって、それ以上に、情報の対象者について、何らかの権利義務を形成し、又はその範囲を確定する効果を生じさせるものではなく、また、その財産等に実力を加える権力的行為でもない。

原告らは、本件各情報要請により、相当程度の確実さをもって、原告ら及びT銀行シンガポール支店が一定の義務を負う旨主張するが、そのような義務は、被要請国の権限のある当局が行った情報収集活動によって負うものであり、当該活動は、本件各情報要請に対して行い得る手段の中から選択して行われるものであるから、これをもって、原告らが本件各情報要請により相当程度の確実さをもって一定の義務を負うなどとはいえない。我が国が行う租税条約に基づく情報交換要請の処分性が、我が国の法令を離れて他国の国内法により左右されることなどあり得ない。

ウ したがって、本件各取消請求に係る本訴部分は、処分性が認められない本件各情報要請 の取消しを求めるものであり、不適法である。

### (原告らの主張)

ア 本件各租税条約は、OECDモデル租税条約が2005年(平成17年)に情報交換を 実効性のあるものとすべく、自国の課税目的のために必要でない情報であること及び要請 を受けた情報が銀行秘密に該当することを理由とする情報提供の拒否の禁止を明記するも のとしたのと軌を一にして、日星租税協定26条4項、5項及び日蘭租税条約25条4項、 5項でこれらと同旨の禁止を定めているから、同各条は被要請国に対し情報提供義務を課 すことを内容としている。

すなわち、日本国の権限ある当局者が、上記各条1項に基づく本件各情報要請を行ったことにより、シンガポール当局及びオランダ当局は、本件各情報要請に係る情報の収集・提供義務を負うこととなり、その義務を果たさなければならない両国当局は、相当程度の確実性をもって、要請された原告らに係る情報を入手する方向で行動することになるものである。

#### イ(ア)この点、シンガポールにおいては、

a 銀行は、シンガポール銀行法47条による顧客情報保護義務を負っているために、 IRASが顧客情報を入手するには、同国所得税法105J条(2)項の命令を得なければならないから、本件シンガポール各口座に係る本件シンガポール情報要請を受けたシンガポール当局は、相当程度の確実性をもって、同命令を申請することになるものであり(現にシンガポール当局は、同国の裁判所に対し、かかる申請をした。)、同項の命令は、正当性と公序良俗に反しないことという充足するのが当たり前の2つのみが要件となっているから、その申請がされれば、相当程度の確実性をもって、上記の命令という結果をもたらすことになる。

したがって、本件シンガポール情報要請は、T銀行シンガポール支店に対し直接

権利義務を形成する法律上の効果が認められ、原告甲に対してもプライバシーの開示を法的に強制するものとして、直接権利義務を形成し又はその範囲を確定する法律上の効果が認められる。

b また、シンガポール当局の所得税検査官に認められる情報入手権は、相手方の承諾がなくとも建物、場所、コンピュータ等に自由にアクセスすることのできる権利であり(同国所得税法 65 B条)、同法 105 D条に基づく要請(租税条約に基づく要請)についても、この入手権の適用があるものとされている(同法 105 F条(1)項)。

したがって、原告Cは、本件シンガポール情報要請がされたことにより、シンガポール税務当局が建物、場所、コンピュータ等に自由にアクセスすることを受忍すべき義務を負うことになる。

(イ) 一方、オランダにおいても、課税情報を入手するための税務職員の調査権は、調査の通知又は調査それ自体に対して異議を述べることができないものであり(同国の「課税における国際支援及び援助に関する法律」8条。現に原告Fがオランダの税務事務所から受領した情報開示命令書には、同条に基づく旨が明記されている。)、一般法でも、税法に基づき又は税法に従って記録を保管する義務を負う者は、課税の関係で関連性があると税務調査官が認めるデータ及び情報を、その税法に基づく又は税法に従った指示のとおりに、税務調査官に対して提供する義務を負うとされている(同国一般税法53条2項)。

したがって、原告Fは、本件オランダ情報要請がされたことにより、オランダ税務 当局に対して情報を提供すべき義務を負うことになる。

ウ さらに、日本の当局の情報要請行為に違法性があるのか否かは、シンガポール当局及び オランダ当局において実態を知るところではないから、この点については、両国の裁判で 争うよりも、日本の裁判所で争う方が紛争の適切な解決に資する(特に当国内で可能な全 ての情報入手手段を尽くしたという要件については、要請国がその旨を要請書簡に記述し さえすれば、被要請国は従わざるを得ないから、要請国の裁判所で争うよりほかない。) ところ、本件各情報要請の後は、相手国から当該情報を受け取るまで、日本の当局による 行為は基本的に存在しない。そして、情報というものは、一旦これを人間が五感を通して 入手してしまうと、これを無かったことにするのは不可能なものであることからすると、 本件各情報要請に違法性が存する場合、被告が情報を入手する前に、これを是正できる機 会を与えられることが非常に重要な位置を占める。

したがって、本件各情報要請に処分性を認めて争訟の対象とするのが、裁判上の救済を 与えるタイミングとして最も適切というべきである。

- エ 本件各情報要請には処分性が認められる。
- (2) 本件各確認請求に係る確認の利益の有無(争点2)

(被告の主張)

ア 公法上の法律関係に関する確認の訴えが適法なものと認められるためには、確認の利益が必要であり、確認の利益が認められるのは、即時確定の利益がある場合、すなわち、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するために被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限られる。

イ しかるところ、本件各情報要請に基づいて国税庁に対して原告らの情報が提供されることによって、直ちに原告らの有する権利や法律的地位に影響を及ぼすものではないから、現に原告らの有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在するとはいえない。また、我が国及び関係行政庁が提供された資料を利用したことによって、直ちに原告らの有する権利又は法律的地位に影響を及ぼすものでもなく、いまだ我が国が取得していない資料について利用されないことの確認を求めるにつき、現に原告らの有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在するとは認められない。

なお、被告が受領した情報は、日星租税協定26条2項、日蘭租税条約25条2項により、甲一族の税務申告の適法性や正確性を確認するためだけに使用され、その情報に関して、被告に守秘義務が課されることが保証されている。それらの情報が被告に開示されることによって、原告らのプライバシーの侵害や顧客情報の流出に係る具体的な危険又は不安が生じることはなく、即時確定の利益はない。

ウ したがって、本件各確認請求に係る本訴部分は、確認の利益を欠き不適法である。 (原告らの主張)

ア 銀行口座の取引明細は、取引先名や取引高といった事業活動の根幹そのものに関わる様々なことを如実に示すもの故、一般に、法人も個人もそのみだりな開示を欲さず、プライバシー権等によってみだりに開示されないことが保障されている。また、原告C及び原告Fにとっては、投資運用内容の詳細や顧客等の取引先に関する情報も、みだりに他人に知られたくない事項である。

しかるところ、前記(1)の争点1に関する原告らの主張イのとおり、本件シンガポールC口座、本件シンガポール甲口座及び本件オランダ各口座の取引状況がシンガポール当局又はオランダ当局ひいては被告に明らかになるのが時間の問題となっているほか、原告C及び原告Fにとっては、投資運用内容の詳細や顧客等の取引先に関する情報の開示を義務付けられる事態にも追い込まれており、原告ら(及び取引先)のプライバシーが侵害される現実的危険性が迫っている。

被告は、本件各情報要請によって入手した情報について、被告に厳格な利用目的と守秘 義務が課されていることから即時確定の利益がないと主張するが、被告に違法に自身ない し顧客の情報を取得される事態そのものが、自身ないし顧客のプライバシー権の侵害を構 成するのであって、かかる侵害が存在する以上、被告が当該情報を第三者に漏洩しようが しまいが、目的外使用をしようがしまいが、プライバシー権侵害の成立は揺るがない。

- イ また、前記(1)の争点1に関する原告らの主張ウのとおり、人間が情報に接してしまった場合、当該情報を消去するのは現実的には不可能というほかないから、本来被告において入手することのできない情報の取得を完全に防止するためには、現時点で情報そのもののやり取りを防止しなければならない高度の必要性が存在するし、被告においてかかる情報を利用することを確実に防止するためには、いまだ情報が入手されていない現段階においても、情報を利用されない地位にあることを確認するのに十分な理由がある。
- ウ 本件各確認請求には優に即時確定の利益が認められる。
- (3) 本件各情報要請が非関連情報を要請するものとして違法か否か(争点3) (原告らの主張)
  - ア 他国政府に対する本件各情報要請が適法なものであるためには、当該要請が情報漁りに

該当しないことが必要であり、名前を特定しない情報収集や、調査対象の納税者の租税問題と関連しているとは思われない情報の要求が情報漁りの典型とされているところ、本件各情報要請は、以下のとおり、非居住者である原告らに関して情報漁りを行うものである。

- イ (ア) すなわち、第1に、被告は、丙夫婦がN・ファンドHから得た分配利益について、 丙夫婦の平成23年分の所得税の確定申告書の記載に差異があったとして、原告Cが 運用する外国証券投資信託の運用実態及び本件シンガポール丙口座の取引を解明する 必要があったと主張する。
  - (イ) しかし、原告Cが運用する投資信託に関する情報は、丙夫婦の租税問題と全く関連性がない。丙夫婦に対する税務調査のためである以上、シンガポール当局に要請する情報は、甲一族のうち居住者を受益者とする投資信託に係るものに限定する取扱いで目的は達成できたはずであるのに、原告Cが投資運用会社となった全ての投資信託について、全ての受益者の氏名や異動に係る情報を要請するのは、丙夫婦に対する税務調査の範囲を大きく逸脱した名前を特定しない情報収集であり、情報漁りの典型である。

本件シンガポール情報要請において、国際業務課長が原告Cが運用する全ての投資信託に関する情報の提供を依頼した理由は、原告Cの株主及び役員である原告甲が丙の息子であるということにあるが、仮に原告Cが日本法人であったとしても、原告Cは、その株主でも役員でもない丙夫婦の税務調査の際に、全ての投資信託に関する情報を税務当局の求めに応じて出す必要はない。国内での税務調査でも得られない情報は、本件シンガポール情報要請によっても得ることができない。

原告Cの運用する投資信託は、外国投資信託である以上、外国人投資家や非居住者たる投資家が受益者となっていることは当然に想定すべきであり、また、国税庁は、少なくともJ等の甲一族以外の日本人や日本法人が投資信託に出資しているとの認識を有していたにもかかわらず、本件シンガポール情報要請は、あわよくばかような出資者の情報まで取得しようと試みたものである。仮に国税庁にそのような認識はなかったとしても、過失によりそれを取得する試みとなってしまっている。これは日星租税協定の違法利用である。

そのような違法利用による本件シンガポール情報要請も違法である。

(ウ) また、国際業務課長は、上記(イ)の認識にもかかわらず、本件シンガポール情報 要請において、甲一族だけが受益者となっていると想定される旨、虚偽の前提情報を IRASに伝えている。

前提事項が虚偽である以上、本件シンガポール情報要請自体が全体として違法である。

(エ) さらに、そもそも、上記(ア)の各確定申告書の記載は、分配利益に関するものではなく、平成23年の年末に約定し、翌平成24年明けに受渡しがされた取引の譲渡益の取扱いに関するものであり、約定日と受渡日のいずれの時点で譲渡益を計上することも許されている。この点、丁は年末の約定日を選択し、丙は年明けの受渡日を選択し、それぞれ法令で許される範囲で確定申告書を提出したものであり、その記載に差異があったとしても何ら違法なものではない。X税理士は、本件所得税調査開始後平成24年11月12日までに、丙の代理人として、受渡日に譲渡益を計上した平成

24年分の確定申告書を平成25年3月に提出する旨をO等に伝えていたのであるから、上記の記載の差異を把握したことをもって、本件シンガポール丙口座や原告Cの 投資信託取引を解明する必要があったなどという結論は到底導かれない。

被告が、このような点を本件シンガポール丙口座や原告Cの投資信託取引に関する情報要請の根拠として挙げていること自体、本件シンガポール情報要請が情報漁りであることの証左である。

- ウ(ア)第2に、被告は、2009年(平成21年)9月28日に行われた本件預託証書譲渡について、原告甲に贈与税の対象となり得るみなし贈与が生ずる可能性があったとして、原告Cの財務諸表及び申告事績を入手する必要があったと主張する。
  - (イ) しかし、2010年(平成22年)7月14日に発効する前の旧日星租税協定26条1項1文は、この協定が適用される租税に関する締約国の法令を実施するために必要な情報を交換すると明記し、対象税目について定めている同協定2条は、日本においてもシンガポールにおいても贈与税を含めていないから、旧日星租税協定に基づいて贈与税に関する情報を交換することは認められていなかった。

そもそも租税法規は、他の一般法規にも増して、遡及立法、遡及適用が許されず、特に、人々は、現在妥当している租税法規に依拠しつつ各種取引を行うのであるから、後になってその信頼を裏切ることは、租税法律主義 (憲法84条)の狙いである予測可能性や法的安定性を害することになるため、憲法31条の趣旨に照らしても、納税者に不利益な遡及的な変更は許されてはならない。憲法は、条約、法律より上位に位置しそれらを拘束する法規範であるから、租税条約の日本における解釈においても、この理は妥当するというべきである。

取引当時に適用されていた旧日星租税協定において要請、交換し得なかった情報は、 改定後の日星租税協定によっても、要請、交換することができないと解すべきである。 本件シンガポール情報要請のうち贈与税に関する部分については、国際業務課長は、 憲法84条及び日星租税協定上、要請することができない情報をIRASに要請した ものであり、当該部分は直ちに違法を構成する。

- (ウ) 仮に百歩譲って、日星租税協定改正後の事由に関連する改正前の情報は取得できる と解したとしても、本件預託証書譲渡は、2009年(平成21年)9月28日に完 結しており、改正後の事由に関連する余地は全くない。
- エ(ア)第3に、被告は、原告甲が、2009年(平成21年)9月30日に丙から多額の 送金を受けるとともに、日本の居住者となり得る可能性があったとして、原告甲のシ ンガポールにおける申告事績と本件シンガポール甲口座とを確認する必要があったと 主張する。
  - (イ) しかし、原告甲のシンガポールにおける申告事績は、IRASに対してそれを直接 尋ねることでしか把握することのできない事項であるとともに、現に、本件シンガポ ール情報要請において当該申告状況と申告書の写しを要請していることで十分に目的 が達成されることであり、申告事績の確認名目で本件シンガポール甲口座の取引明細 を要求することは単なる情報漁りでしかない。
  - (ウ)また、納税義務のない者の預金口座の取引明細書を要求する行為は、客観的かつ具体的な必要性が立証されている場合は別として、単なる情報漁りであるといわざるを

得ず、納税義務の有無を確定できていない者に係る預金口座の取引明細書を要求する 行為は情報漁りに該当するところ、被告の主張によれば、本件シンガポール情報要請 の段階で原告甲に所得税の納税義務があるのか否か確定できていなかったものである から、情報漁りとなることを避けるためには、まず、原告甲の納税義務の有無を確定 すべく、シンガポールにおける滞在日数を確認しなければならなかったし、そのよう な確認を行えば、本件シンガポール甲口座の取引明細書の情報を要請する根拠がない ことに気付くことができたはずである。

しかるに、国際業務課長は、それを行うことなく、いきなり本件シンガポール甲口 座の取引明細書を要求したものであるから、本件シンガポール情報要請は単なる情報 漁りでしかない。

(エ) 丙から本件シンガポール甲口座に対する前記(ア)の送金については、その2日前の2009年(平成21年)9月28日に行われた本件L株式譲渡に係る売買代金の支払であり、その送金の事実は、本件シンガポール甲口座に丙の収入とすべきものがあることを一切基礎付けるものではない。調査対象者に物を売って代金を受け取ったという一事だけで、その取引に使用した自己名義の口座の全取引内容を開示しなければならないというようなことが到底許されるものではなく、情報漁りが禁止されたのは、まさにかかる事態を防止するためである。

本件シンガポール甲口座に丙の収入とすべきものがあるか否かの確認名目で同口座 の取引明細書を要求することは、結局単なる情報漁りでしかないものである。

- オ (ア) 第4に、被告は、丙が本件シンガポールF口座に、原告甲が本件シンガポールL口座に、それぞれ多額の送金をした事実が存在する故に、これら口座に丙の収入とすべきものがあるか否かを確認する必要があったと主張する。
  - (イ) しかし、まず、上記(ア)のうち本件シンガポールF口座に対する送金は、2007年(平成19年)10月18日にされたものであり、本件シンガポール情報要請よりも5年以上前の出来事であって、通常の更正期限は優に過ぎている。

その上、同送金は、送金依頼書の送金理由欄に「貸付け」とあるとおり、丙が原告 Fに貸付けをした事実を示すものでしかなく、これだけをもって本件シンガポールF 口座に丙の収入とすべきものがあり得ると推認するのは、銀行が貸付けをした先の企 業の口座に銀行の収入とすべきものが存在する可能性があると言っているに等しく、 論理的根拠を欠いた失当なものでしかない。

上記送金の事実を理由に本件シンガポールF口座の取引明細書を要求することは、 全く根拠のないものである。

(ウ) 次に、上記(ア) のうち本件シンガポールL口座に対する送金の事実については、 どのように考えても、非居住者の原告甲から送金がされた非居住者であるLの口座に 丙の収入があるということに結び付かず、論理の破綻である。

本件シンガポール情報要請において本件シンガポールL口座の取引明細書を要求することは、単なる情報漁り、特に調査対象の納税義務者である丙の租税問題に関連していると思われない情報の要求という以外にない。

カ(ア)第5に、被告は、①原告FがJ株式を取得した取引、②丙夫婦が本件F株式預託証 書を取得した取引及び③本件預託証書譲渡取引が丙夫婦の所得税の確定申告書に適切 に反映されているか、並びに丙夫婦が本件F株式預託証書に係る配当を適正に申告しているかを確認する必要があったことから、丙からの送金のある本件オランダ各口座の取引明細書等を収集する必要があったと主張する。

(イ) しかし、上記(ア)の①ないし③の各取引は、そもそも本件オランダ各口座と関係がない。

また、そもそも本件オランダ各口座に対する送金は、Lの法人所得税の支払目的でされたもので、本件F株式預託証書の保有者への配当と無関係であって、配当を適正に申告しているかを検討する必要があることが、本件オランダ各口座の取引明細書を確認する必要があることの理由には全くならない。

さらに、配当を適正に申告しているかを検討するための資料が必要であるということは、本件オランダ情報要請を行った時点では、原告Fによってされるべき配当と、 丙が申告書に記載した配当の額が一致するか否かすら把握していなかったということ であり、両者が一致すれば、当然のことながら、それ以上の資料は必要なくなり、本 件オランダ各口座の取引明細書も必要がない。

本件オランダ情報要請による本件オランダ各口座の取引明細書の要請は、情報漁りの典型である調査対象の納税者の租税問題と関連しているとは思われない情報の要求に該当する。

キ 本件各情報要請は、本件各租税条約上の「両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に 関する情報であること」との要件を欠くものである。

(被告の主張)

ア 本件各租税条約に基づく情報交換要請は、租税に関するもので、両締約国の法令の規定 の運用若しくは執行に関連する情報の交換であることが要件とされている(日星租税協定 26条1項、日蘭租税条約25条1項)が、具体的な税務調査の必要性があるときのみに 限られるものではない。

証拠漁りの制限は、税務調査において調査対象者の行う取引を確認するに当たって、想定される税務上の問題点であるとする税法上の規定と条約相手国に収集を要請する情報との間に予想される関連性が乏しい場合に、被要請国は、当該要請に関する情報の提供を行うことを義務付けられないとする趣旨の要件であるが、以下のとおり、本件各情報要請の対象情報は、いずれも〇等において確認する必要のある情報であり、本件各情報要請においては、税務上の問題点と収集依頼情報との間に予想される関連性がシンガポール又はオランダの権限のある当局に明示されている(仮に被要請国当局において本件各情報要請の内容について疑義がある場合には、締約国間の協議においてその範囲を明確にすることができる)のであるから、何ら証拠漁りに該当するものではない。

イ (ア) O等は、本件調査において、丙夫婦及び戊が本件シンガポール各口座に多額の送金している事実、その送金先であるN・ファンドB、D及びHの投資運用会社は原告Cである事実、うちN・ファンドHについて、Z証券株式会社(以下「Z証券」という。)が日本における販売代理店となっており、かつ、同社において同ファンドの顧客は丙夫婦のみである事実を把握するとともに、丙夫婦が同ファンドから得た分配利益について、丁の平成23年分の所得税の確定申告書には記載があるにもかかわらず、丙の同年分の所得税の確定申告書には記載がないことを把握した。

〇等は、本件調査において、問題点を解明する必要があったことから、原告Cが運用する外国証券投資信託の運用実態並びに本件シンガポール丙口座、本件シンガポールC口座、本件N・B口座、本件N・D口座及び本件N・H口座の取引を解明する必要があった。

(イ)本件シンガポール情報要請は、甲一族の税務申告の適法性や正確性を確認するための要請であり、調査対象の納税者の租税問題と関連しているとは思われない情報の要求に該当するものではないし、そもそも本件シンガポール情報要請においては、調査対象者が甲一族であることが明示されているのであるから、名前を特定しない情報収集にも該当しないことは明らかである。

○等は、原告Cの運用する投資信託のうちN・ファンドB、D及びH以外にも甲一族が受益者となっている投資信託があると想定して、本件シンガポール情報要請を行ったのであり、仮に、原告らの主張するように、同要請の対象を「甲一族が受益者となっているもの」と限定した場合には、甲一族に帰属すべき所得を正しく把握することができなくなる可能性があり、甲一族の税務申告の適法性や正確性を確認できないのであるから、かかる限定をしない限り証拠漁りに該当するという原告らの主張には理由がない。

原告らは、仮に原告Cが日本法人であったとしても、国税庁は、原告Cの全ての投資信託に関する情報を取得することができないとも主張するが、上記(ア)のN・ファンドB、D及びHをめぐる資金の移動の状況を踏まえれば、仮に原告Cが国内の法人であれば、国税庁等の当該職員がファンドの実態を確認するため質問検査権を行使して、必要な情報を収集することは何ら違法ではない。

- (ウ) また、原告らは、国税庁は、Jが原告Cの運用する投資信託に出資しているとの認識を有していたにもかかわらず、本件シンガポール情報要請において、甲一族だけが受益者となっていると想定される旨の虚偽の前提情報をIRASに伝えたと主張する。しかし、国税庁において、Jが出資していたと理解していたのは、本件シンガポール情報要請の対象である原告Cの運用する投資信託とは別のファンドであり、上記の原告らの主張は何ら当を得たものではない。
- (エ) さらに、原告らは、丙夫婦の平成23年分の所得税の確定申告書の記載は、分配利益に関するものではなく、譲渡益の取扱いに関するものであるとした上で、両名の確定申告書の記載の差異をもって、本件シンガポール丙口座や原告Cの投資信託取引を解明する必要があったなどという結論は導かれないと主張する。

しかし、本件調査時点においては、N・ファンドHの償還に伴って生じた利益が譲渡所得なのか配当所得なのかを解明する必要があったから、上記の原告らの主張はその前提において理由がない。

ウ(ア) O等は、丙夫婦が、本件預託証書譲渡について、平成21年分の所得税の確定申告において、譲渡所得の計算上、多額の譲渡損失を計上していた事実を把握した。これについては、丙夫婦から原告Cへの経済的利益の供与が想定されたところ、仮に、その供与に伴い、原告C株式の価値が増加していた場合には、同社の単独株主である原告甲が、丙夫婦から経済的利益を得ていることになり、原告甲に相続税法9条に定めるみなし贈与が生ずる可能性があった。

〇等は、原告甲の贈与税の申告義務の有無を確認するために、原告Cの財務諸表及 び申告事績を入手し、同社の株式の価値が増加しているか否かを解明する必要があっ た。

(イ) 原告らは、遡及立法の禁止を理由として、旧日星租税協定において要請し得なかった贈与税に関する情報は、改正日星租税協定によっても要請できない旨主張する。

しかし、遡及立法の禁止は、納税義務の内容を納税者の不利益に変更する遡及立法は原則として許されないとする原則であるところ、日星租税協定が準拠するOECDモデル租税条約における情報交換制度は、納税義務の内容を定めるものではない。旧日星租税協定においては情報交換の対象とされていなかった税目を改正日星租税協定においてその対象とすることは、納税義務の内容を不利益に変更するものではないから、憲法84条が定める租税法律主義から導かれる遡及立法の禁止のらち外であるというべきである。

(ウ) そして、改正日星租税協定については、両国間の協議の結果、改正議定書の効力発生前に課された租税についても新たな情報交換の法的枠組みの対象とすることで差し支えないことで両国の合意が得られ、両締約国は、改正日星租税協定に基づいて改正議定書発効前に課された租税についても情報交換の対象とすることが可能とされた。

本件シンガポール情報要請は、改正日星租税協定発効後の平成24年11月22日 にされたものであるから、同発効前において贈与税の課税対象となり得る本件預託証 書譲渡についてであっても、新たな情報交換の法的枠組みによって情報交換が可能な のであって、この点において何らの違法も存しない。

エ(ア) 〇等は、本件調査において、原告甲が、2009年(平成21年) 9月30日に本件シンガポール甲口座に丙から多額の送金を受けるとともに、日本とシンガポール等の海外との間を往来していた事実があり、シンガポールにおける滞在日数次第では、原告甲が日本の居住者となり得る可能性があることを把握した。

〇等は、原告甲の日本の所得税の納税義務の有無を確認するために、原告甲のシンガポールにおける申告事績を確認する必要があり、また、丙の所得税の確定申告の適法性を確認するために、本件シンガポール甲口座の取引中に丙の収入とすべきものがあるか否かを確認する必要があった。

- (イ) 原告らは、申告事績の確認名目で本件シンガポール甲口座の取引明細を要求することは情報漁りに該当すると主張するが、被告は、本件シンガポール甲口座の取引明細を要請した1つの理由として、原告甲のシンガポールにおける申告事績を確認する必要があったなどとは述べていない。
- (ウ) また、原告らは、原告甲のシンガポールにおける滞在日数の確認がされていないため、納税義務の有無が確定されていない原告甲名義の預金口座の取引明細書の要求は情報漁りでしかないと主張するが、居住者か非居住者かの判断は、住居、職業、親族の居所及び資産の所在等を総合勘案して行うものであるから、滞在日数のみをもってその別を判断するかのごとき原告らの主張は、前提において理由がない。
- (エ) さらに、原告らは、丙から本件シンガポール甲口座への送金は、売買代金の支払で あって、売買代金の送金の事実が同口座に丙の収入とすべきものがあることを基礎付 けるものではないとして、これを理由に、同口座に丙の収入とすべきものがあるか否

かの確認の名目で同口座の取引明細を要求することは情報漁りでしかないと主張する。 しかし、本件シンガポール情報要請において本件シンガポール甲口座の取引明細書 を要請した理由は、同口座の預金を利用することにより丙が所得を隠している可能性 があるというものであり、具体的にされた送金の事実は、丙から本件シンガポール甲 口座への送金があることを示すためのものであって、被告は、当該送金をもって丙の 収入とすべきものであると主張するものではないから、上記の原告らの主張には理由 がない。

オ(ア) O等は、本件調査において、丙が2007年(平成19年)10月18日に本件シンガポールF口座に多額の送金をし、原告甲が同月29日に本件シンガポールL口座 (同口座の名義人であるLは丙が代表者を務めている。)に多額の送金をしていた事実を把握した。

〇等は、丙の所得税の確定申告の適法性を確認するために、本件シンガポールF口 座及び本件シンガポールL口座の取引中に丙の収入とすべきものがあるか否かを確認 する必要があった。

(イ) 原告らは、丙から本件シンガポールF口座への送金は、貸付けをした事実を示すも のでしかなく、これだけをもって同口座に丙の収入とすべきものがあり得ると推認す るのは論理的根拠を欠いた失当な推認であると主張する。

しかし、本件シンガポール情報要請において本件シンガポールFロ座の取引明細書を要請した理由は、原告Fの代表者は丙であり、その主な収入も丙が創業者であるJからの配当収入であり、同口座を開設することにより丙に帰属する運用益・分配金等を回収していることが想定されたためであり、具体的にされた送金の事実は、丙から本件シンガポールFロ座への送金があることを示すためのものであって、被告は、当該送金をもって丙の収入とすべきものであると主張するものではないから、上記の原告らの主張には理由がない。

(ウ) 原告らは、原告甲から本件シンガポールL口座への送金は、同口座に丙の収入があるということに結び付かず、論理の破綻であると主張する。

しかし、本件シンガポール情報要請において本件シンガポールL口座の取引明細書を要請した理由は、甲一族がLの解散後においても同社名義の預金口座を利用し、各個人に帰属する運用益及び配当等を回収していることが想定されたためであり、具体的にされた送金の事実は、原告甲から本件シンガポールL口座への送金があることを示すためのものであって、被告は、当該送金をもって丙の収入とすべきものであると主張するものではないから、上記の原告らの主張には理由がない。

カ(ア) 〇等は、丙夫婦が、①保有していたJ株式に係る売却代金を原告Fに出資し、その後、原告FがJ株式を取得した取引、②これに関連して原告F株式をF財団に預託し本件F株式預託証書を取得した取引、及び③原告Cへの本件預託証書譲渡取引等について、丙夫婦の所得税の確定申告書に適切に反映されているか、また、丙夫婦が本件F株式預託証書の保有者として原告Fからの配当を適正に申告しているかを確認する必要があったことから、原告F及びF財団の定款、F財団の管理規則及びF財団が締結した預託証書に係る契約書並びに丙からの送金のある本件オランダ各口座の取引明細書等を収集する必要があった。

(イ) 原告らは、丙から本件オランダ各口座への送金は、Lの法人所得税の支払目的でされたもので、本件F株式預託証書の保有者への配当と無関係であって、本件オランダ各口座の取引明細書を確認する必要があることの理由にならず、さらに、原告Fによってされるべき配当と丙が申告書に記載した配当の額が一致すれば、それ以上の資料としての同口座の取引明細書も必要がないと主張する。

しかし、具体的にされた送金の事実は、丙から本件オランダ各口座への送金があることを示すためのものであって、被告は、当該送金の事実や送金の目的そのものをもって丙が収入すべき配当であると主張するものではないし、原告Fによってされるべき配当の趣旨も不明であり、上記の原告らの主張には理由がない。

- キ 本件各情報要請は、いずれも我が国において課すことができる租税に関し、所得税法等の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を求めるものであるから、情報漁りと認められるものではなく、日星租税協定26条1項又は日蘭租税条約25条1項の要件を満たし、適法である。
- (4) 本件シンガポール各口座に関する本件シンガポール情報要請が国内入手不能情報を要請するものとして違法か否か(争点4-①)

#### (原告C及び原告甲の主張)

シンガポール所得税法105 J条による手続は、司法が直接に対象情報の提出を命じるものとして日本法には存在しない手続である。

したがって、本件シンガポール裁判によって得られる本件シンガポール各口座に関する情報は、日本の法令又は日本の行政の通常の運営において入手できる情報の範囲を超えるものとして、国内入手不能情報の取得を許容しない日星租税協定26条3項b号の要件を満たさず、そのような司法制度の利用に至った本件シンガポール情報要請は違法である。

### (被告の主張)

国内入手不能情報を提供する必要はないとする日星租税協定26条3項は、情報交換に関する相互主義原則を規定したものであるところ、この原則を余りに厳格に適用すると、効果的な情報交換を阻害するおそれがあるので、相互主義の原則は広い意味に、かつ、実践的に解釈すべきであるとされ、また、各国において情報を入手し又は提供する方法には何かしら異なっている部分が多く、この慣行や手続の違いが重大でない場合には、要請を拒否する理由とすべきではないとされている。

そして、一方の締約国のみが特別の手続規定を有する場合に、このような手続規定を有する国は、要請国が規定を有しないからといって相互主義の原則を理由に情報提供を拒否することはできないとされ、情報が、税務当局が所有するもの又は租税の賦課決定の通常の手続において税務当局が入手できる場合には、通常の行政慣行において入手することができるとみなされるとされている。

本件シンガポール各口座に関する情報は、IRASが国内法の通常の手続において入手できる情報であり、行政の通常の運営において入手できる情報である。原告C及び原告甲の主張は、シンガポール国内法と日本の国内法における手続法の違いを理由とするものにすぎず、いずれにしても理由がない。

(5) 本件要望期限後における本件オランダ情報要請の継続が国内入手不能情報を要請するもの として違法か否か(争点4-②)

#### (原告Fの主張)

国税庁は、本件オランダ情報要請書簡において、要急案件であり情報の至急の提供を依頼していることから明らかなように、自身、本件要望期限とした2013年(平成25年)3月15日の更正期限以後は調査の法的根拠を失うことを十分に理解していた。上記書簡において言及されている取引は本件預託証書譲渡のみであり、問題とされた申告は平成21年分のもののみであるところ、上記の更正期限の徒過により、本件オランダ情報要請を継続する根拠は失われた。

被告は、偽りその他不正の行為により税額を免れていた場合、法定申告期限から7年を経 過する日までは更正することができると主張するが、この場合に該当することを示す事実を 全く主張立証していない。

### (被告の主張)

確かに、国際業務課長が、本件オランダ情報要請書簡に本件要望期限等を記載した理由は、 旧通則法70条1項1号において、増額更正については原則として3年の除斥期間が定められており、この期間を経過した場合、平成21年分について是正することが困難になると見込まれたためである。

しかしながら、旧通則法70条5項は、偽りその他不正の行為により税額を免れていた場合、法定申告期限から7年を経過する日までは更正することができる旨規定しているのであるから、更正期限の徒過により、調査継続の法的根拠が喪失したとする原告Fの主張には理由がない。

なお、本件オランダ情報要請において言及している取引は、本件預託証書譲渡のみならず、 原告Fからの配当収入の有無をも含むものであることから、本件オランダ情報要請で問題と された申告が平成21年分のもののみであるとの原告Fの理解は誤りである。

(6) 更正決定等をしない旨の通知後における本件各情報要請の継続が国内入手不能情報を要請するものとして違法か否か(争点4-3)

### (原告らの主張)

ア 東京国税局のVは、丙夫婦の税務代理人であるX税理士に対し、平成25年3月15日、電話で平成21年分の所得税については更正処分をしない旨を、同年4月17日、同じく電話で平成22年分及び平成23年分の所得税についても更正処分をしない旨を、それぞれ連絡し、本件所得税調査は、同日をもって終了していた。調査が終了した以上、本件各情報要請を継続する法的根拠を欠き、同日以降、原告らは、これを続行されないべき地位にあり、被告は、本件各租税条約に基づき受領する原告らに関する情報が記載された資料を利用することができない。

本件各租税条約に基づく情報交換は、要請国の法令上又は行政の通常の運営において入手できない情報の取得を許容するものではない(日星租税協定26条3項、日蘭租税条約25条3項)のであるから、日本法上、税務調査が終了した場合には、本件各租税条約に基づく情報交換を継続することは違法というべきであり、国際業務課長は、平成25年4月17日(又は遅くとも同年5月27日)以降、本件各情報要請を撤回すべき義務を負っている。

なお、被告は、租税条約に基づく情報交換要請自体又はそれに基づいて情報を取得、利用することが調査ではないと主張しているように見えるが、租税条約に基づく情報交換要

請は調査である。

- イ(ア)被告は、平成24年9月から丙夫婦に対して行われた本件調査に新通則法の適用はない旨を主張するが、現実には、麹町税務署長は、丙夫婦に対し、新通則法74条の 11第1項による更正決定等をすべきと認められない旨の書面による通知をしている。
  - (イ) この点、そもそも同条項を含む新通則法7章の2は、従前から存在する租税法の一般原則を確認的に規定したものにすぎず、平成23年改正法の附則にかかわらず、同章の明文規定と同様の趣旨が適用されるべきものであり、麹町税務署長が上記通知書を丙夫婦に送付したのも、法の一般原則の趣旨に沿った対応というべきである。

仮に同附則により本件調査に新通則法の適用がなかったとしても、被告は、自ら進んで上記通知書を送付したことにより、新通則法の適用を受ける途を選択したものであり、一旦その適用を選択したのであれば、信義則ないし禁反言の原則からして、自らの都合の良い部分だけを切り取って適用を受けたり、都合の悪い部分を切り離して適用を受けないという選択をすることはできず、原告らとの関係においては、新通則法7章の2の全面的な適用を受けるというべきである。

(ウ) また、一般論として、調査終了後に他の納税者から新たに得られた情報があれば、 調査を再開できる余地はあるかもしれないが、新通則法74条の11第6項が許容す るのは、調査とは関係なしに他で新たに得られた情報に基づく調査再開である。

これに対し、本件では、新たな情報を得るために本件調査の一部である本件各情報 要請を継続しようとしているものであり、論理の順序が逆である。非違を新たに発見 するために本件各情報要請を継続して調査する必要があるとの主張は、既に調査が終 了しているという事実と明らかに矛盾している。更正決定等をすべきと認められない 旨の通知書を送付した後に、日本国内の銀行本支店に対していわゆる反面調査を行う ことは到底許されるものでなく、一見して明白に違法であるところ、日本国内の銀行 本支店に対する調査が許されないのに、外国支店に対しては調査が許されるという論 理が通る余地はない。

#### (被告の主張)

- ア(ア) 新通則法における調査手続は、前記1の関係法令等の定め(4)イ(イ)のとおり、原則として、平成25年1月1日以後に納税者に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査等に係るものは除く。)について適用するとされているから、平成24年9月から丙夫婦に対して行われた本件調査に新通則法の適用がないことは明らかである。
  - (イ) また、新通則法74条の11第1項に「その時点において」という条件が付されていることからも明らかなように、例えば新たな情報を得たなど、その後の状況に変化があれば、更正決定等をすることがあり得るということを留保していると解されており、同条6項も、新たに得られた情報に基づく再調査を行うことができる旨規定している。
- イ 本件調査については、新通則法の適用がないことから、新たに得られた情報の有無にかかわらず、必要があると認められれば、改めて質問検査権を行使することができるし、仮に本件調査に新通則法の適用があったとしても、本件各情報要請により得られた情報は新たに得られた情報に該当し、これに照らして非違があると認められた場合には再調査をす

ることができるのであるから、本件各租税条約に基づき受領する原告らに関する情報が記載された資料を被告において利用することができないとの原告らの主張は失当である。

また、以上のことを踏まえれば、一旦調査が終了したとしても、改めて調査を行う場合があることは法律も当然に予定しているのであり、そうだとすると、調査終了後に資料収集を行うことが禁止されるものと解することはできないから、調査の終了手続を経た後において本件各情報要請を継続することも違法ではない。

(7) 本件各情報要請が情報入手手段を尽くさずに行われ又は既に我が国で得た情報を要請する ものとして違法か否か(争点5)

(原告らの主張)

ア 租税条約に基づく情報要請を行うに際しては、事前に、当国内で可能な全ての情報入手 手段を尽くすこと(使い果たすこと)が要件として必要である。これは行為規範であるか ら、調査対象者が資料を出さなかったという結果ではなく、被告がいかにしてこれを尽く したのかが問われるべきである。

また、その論理的な大前提として、日本で得た情報について重ねて情報要請をしないことが求められる。自国で入手可能な情報について外国政府を巻き込むべきでないから、租税条約に基づく情報交換要請については、客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うとされている国内調査における反面調査以上に極めて厳格な補充性が要求されるものである。

イ (ア) この点、まず、原告F及びF財団の定款、F財団の管理規則及びF財団が締結した 預託証書に係る契約書等については、X税理士は、以前に国税不服審判所における別 の裁決手続前に昭和税務署に提出しており、英語又はオランダ語で書かれているこれ ら文書の主要部分の和訳が当該裁決書に付されていることから、O等に対し、当該裁 決書を見てほしいと依頼したところ、O等もそれ以上提出を求めなかった。とすれば、 それらの資料は国内において入手することが困難なものではないし、まして本件オラ ンダ情報要請をするのであれば、その前に再度、丙夫婦又はX税理士に提出を依頼す べきであったのに、適切な依頼をしなかったのであり、できることを全て尽くしたと は到底いえない。

被告は、X税理士が国税不服審判所に提出した資料であるからといって、O等が必ずしも入手することができるというものでもないと主張するが、その閲覧を求めることができない旨の規定もないのであるから、まずは入手できるかどうか試すべきであり、それを試しもしないのであれば、当国内で可能な全ての情報入手手段を尽くした(使い果たした)とはいえない。

- (イ) また、被告は、平成24年11月9日に原告Fに係る資料の提出をX税理士に依頼しているところ、本件オランダ情報要請は、同日から12営業日しか経っていない同月27日付けでされており、英訳や禀議や決裁の手続を行わなければならないことに照らせば、同月9日時点では、本件オランダ情報要請書簡のドラフトはできていたと考えられ、そもそも被告は可能な全ての情報入手手段を尽くすつもりがなかったというべきである。
- ウ(ア)次に、本件シンガポール丙口座の銀行取引明細書については、本件調査当初にO等 から提出依頼を受けた資料のリスト中に同口座について言及がないことから明らかで

あるとおり、O等は、丙又はX税理士にその提出を求めておらず、当国内で可能な全ての情報入手手段を尽くしていないことは明らかである。

この点、被告は、本件調査当初において、本件シンガポール丙口座があることを認識していなかったと主張するが、O等は、平成24年9月18日に、丙夫婦に対して本件シンガポール丙口座に関して質問しており、認識していなかったというのは明らかに虚偽である。

(イ)また、被告によれば、平成24年11月12日に本件シンガポール丙口座の有無について確認したところ、丙から必要があれば資料を取り寄せる旨の回答があったというのであるから、取寄せを求めれば済む話であり、その一言すら言っていないのであるから、当国内で可能な全ての情報入手手段を尽くしていない。

さらに、本件シンガポール情報要請は、同回答があったとする同日から7営業日しか経っていない同月22日付けでされており、英訳や禀議や決裁の手続を行わなければならないことに照らせば、同月12日時点では、本件シンガポール情報要請書簡の日本語版は国税庁に渡っていたと考えられ、そもそも被告は可能な全ての情報入手手段を尽くすつもりがなかったというべきである。

エ (ア) さらに、原告Cが投資運用会社である2006年1月1日から2012年2月28日までに存在した各投資信託の内容(委託者、受託者、受益者、運用会社、事務管理会社、現物証券等保管会社、受益証券販売会社、運用内容、分配計算方法等)のほとんど全ては、丙が〇等に提出していたN・ファンドA、B、D、E及びHの目論見書(以下「N目論見書」という。)に掲載されており、国税庁は、IRASにそれらの情報を要請するまでもなく、それらの情報を得ていた。

それにもかかわらず、本件シンガポール情報要請をしたことは、日本で得た情報について重ねて情報要請しないという租税条約に基づく情報要請の大前提を満たしていない。

(イ)また、このうちN・ファンドHについては、上記投資信託内容が記載された資料を、 その販売代理店であった Z 証券から入手することが可能であった。

それにもかかわらず、国税庁は、当国内で可能な全ての情報入手手段としての上記手段を実施しないまま、N・ファンドHの内容に係る情報を本件シンガポール情報要請において要請したものであり(あるいは、Z証券からこれを入手していたのであれば上記(ア)と同様に日本で得た情報について重ねて情報要請しないという租税条約に基づく情報要請の大前提を満たしていないことになる。)、同要請は、要件を欠いた違法なものである。

- オ 国際業務課長は、当国内で可能な全ての情報入手手段を実施しないまま、これを実施した旨の虚偽の記載をして本件各情報要請を行ったものであり、明白かつ重大な違法がある。 (被告の主張)
- ア 租税条約における情報交換制度の目的は、租税に関する国内法を適正に執行するため必要な情報を交換すること、自国の税務当局の調査権限が及ばない範囲での調査を相互に補完することにある。我が国では、OECDモデル租税条約に関するコメンタリーの記載を踏まえ、実務上の取扱いとして、事務運営指針上、情報交換要請をすることができる情報は、国内において入手することが困難なものに限るとしているが、これは、まず国内の課

税上の手続に基づき利用し得る通常の情報源に依拠すべきとする考え方に基づき、一義的 には要請国が自国の領域で入手を試みるべきであるとしているものである。

しかしながら、調査対象者の税務申告の適法性や正確性を確認するに当たって、調査対象者等から提示された資料のみではこれを判断することが困難な場合があるのは当然であり、上記租税条約の情報交換制度の目的からすれば、このような場合、税務申告の適法性や正確性を確認するために必要な情報や、あるいは調査対象者やその取引先等から提示された資料の真偽を確認するために必要な情報等を要請することが情報交換制度において否定されているとは到底考えられない。

イ (ア) この点、原告らは、原告F及びF財団の定款、F財団の管理規則及びF財団が締結した預託証書に係る契約書等については、X税理士から国税不服審判所に提出済みである旨主張するが、国税不服審判所は、税務署や国税局等の執行機関から分離された機関であり、原処分庁が審査請求人の提出した資料の閲覧を求めることができる旨の規定は存しないのであって、国税不服審判所に提出された資料をO等が必ずしも入手できるものではない。

また、そもそも原告らの指摘する裁決は、第三者に係るもので、丙夫婦の課税関係 を争うものですらない。

したがって、X税理士が第三者に係る審査請求において国税不服審判所に資料を提出したことから直ちに、対象資料が国内において入手が困難なものでなくなるというものではない。

- (イ)なお、被告が平成24年11月9日にX税理士に提出を依頼した資料は、本件オランダ情報要請とは関係がないものである。
- ウ(ア)次に、本件シンガポール丙口座の銀行取引明細書については、O等は、平成24年9月18日に丙夫婦の自宅に臨場して本件調査を実施した際には、T銀行シンガポール支店に丙名義の預金口座があることを認識していなかったが、その後、本件調査の過程において、これを把握したという経緯である。

そこで、O等は、同年11月12日、丙に対し、同支店の預金口座の有無について確認したところ、丙から、三、四年前に解約したが必要であれば取り寄せる旨の回答があったものの、その後に取寄せを求めても資料が提出されることはなかったため、本件シンガポール情報要請において本件シンガポール丙口座の取引に係る情報を要請したものである。

(イ)本件においては、①O等が、平成24年9月18日に、丙夫婦に対して国外の預金口座を含めて通帳等を提出するよう依頼したにもかかわらず、丙は本件シンガポール丙口座があることを明らかにせず、②丙夫婦は、原告Cに関する資料については株主ではないなどの理由により提出せず、③丙は、同年11月12日に行われた2回目の面接で、O等から他に預金口座を保有していないかと質問されたのに対して、見せたもの以外に持っていないつもりと回答した後、O等が本件シンガポール丙口座があることを指摘して初めて同口座の存在を認めたことからすると、丙は国外に存する資料の提出について消極的な姿勢であって、同人から同口座の取引に係る資料が即時に提出されることが期待できる状況にはなかったというべきである(なお、丙夫婦は、本件シンガポール情報要請後においてもこれを提出することはなかった。)。

また、我が国は、国外にある金融機関から特定の口座についての情報を取得するための課税上の手続を有しておらず、本件シンガポール丙口座の取引に係る資料は、日星租税協定に基づく情報要請以外の手段で入手することができないものであったといえる。

したがって、本件シンガポール情報要請が行われるよりも前に、通常の情報源に依拠して本件調査が行われており、その段階で既に国内における情報入手手段は尽くされていたというべきであり、平成24年11月12日に行われた丙と〇等とのやり取りのみをもって、当国内で可能な全ての情報入手手段を尽くしていないとする原告らの主張は理由がない。

エ さらに、原告Cが運用する外国証券投資信託の内容、その運用実態に係る資料及び財務 諸表については、O等は、丙夫婦に対し、その提出を求めたが、丙夫婦は、原告Cの決算 書にはシンガポールの投資家情報(第三者情報)が記載されていること、丙夫婦は原告C の株主ではないことなどを理由に、資料を提出しなかった。

そして、本件シンガポール各口座に送金された多額の資金は国外において運用されていることから、丙夫婦から提示されたN目論見書や国内で入手できる資料のみでは、甲一族に帰属する収入の全てを把握することは困難であった。

O等は、丙夫婦から提示された資料の内容が適正か否か、また、提示された資料が全てであるかの確認を含め、国外において運用されている所得の有無等を把握するために本件シンガポール情報要請を行ったのであり、国内において入手することが困難な情報を要請するものであって、情報交換を要請するための要件を満たすものである。

- オ 本件各情報要請に係る情報は、国内において入手することが困難な情報であって、本件 各租税条約に基づき情報を要請するための要件を満たす。
- (8) 本件各情報要請を原因とする原告らの国家賠償請求権の有無(争点6) (原告らの主張)
  - ア 被告は、プライバシーを保護する職務上の義務を負い、情報の提出を求められた者が当該情報の提出により第三者のプライバシーを侵害することのないように配慮して情報の要請を行う義務を負っているところ、原告ら(特に投資運用会社である原告C)において顧客のプライバシーを守る義務、権限を侵害する形で本件各情報要請を行った。
  - イ そして、X税理士やY弁護士は、Vから更正処分をしない旨の電話連絡があった平成25年4月17日以降、本件面談時をはじめ、繰り返しV等に対し本件各情報要請の不継続を要請し、甲一族以外の他の投資家の情報は黒塗りにするという形式で資料の提出を求められればそれに応じるので、その代わりに本件各情報要請は撤回してほしい旨申し入れるなどして、その撤回に向けて尽力したにもかかわらず、V等は、これを故意に無視し、継続を強行した。V等は、本件面談時、本件各情報要請の撤回は権限外であり、撤回をしたかったとしてもするすべがないという説明をしたが、実際には撤回の要請はできたものであり、V等が、直接、間接に本件各情報要請の撤回に至る方法を有しているにもかかわらず、撤回の主張を断念させる等の意図で、X税理士及びY弁護士にその旨を告げなかったのであれば、違法行為を構成し、これにより、原告らが自己の情報を保護する機会を減少させ、損害を与えたものである。
  - ウ (ア) 原告 C が、違法な本件シンガポール情報要請に対応するために支出した費用は 1 0

00万円を下らない。

また、原告Cが運用する投資ファンドの投資家や受託会社との関係で社会的評価ないし信用の低下減退に見舞われた無形損害を金銭で評価すると、100万円が相当である。

さらに、原告Cの本訴追行のための弁護士費用は50万円が相当である。

- (イ) 原告甲が、違法な本件シンガポール情報要請により生じた問題を解決するために強いられた多大な苦労による甚大な精神的苦痛を慰謝するには50万円が相当である。 また、原告甲の本訴追行のための弁護士費用は50万円が相当である。
- (ウ) 原告Fが、違法な本件オランダ情報要請に対応するために支出した費用は50万円を下らない。

また、原告Fの事業に対する社会的評価ないし信用の低下減退に見舞われた無形損害を金銭で評価すると50万円を下らない。

さらに、原告Fの本訴追行のための弁護士費用は50万円が相当である。

エ 被告は、本件各情報要請が国賠法1条1項の適用上違法というためには、国際業務課長 が個別の原告らに対して職務上の法的義務を負担していることが必要となると主張する。

しかし、憲法15条2項、国家公務員法96条1項にあるとおり、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく、国民全体に対して職務上の注意義務を負っているのであって、個別具体的な特定の国民に対して義務を負うかどうかにかかわらず、適正に職務を執行すべき存在である。

## (被告の主張)

ア 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであるから、当該公務員の行為が国賠法上違法と認められるためには、当該公務員が損害賠償を求める個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したことが必要であり、公務員が当該個別の国民に対して負担する職務上の注意義務に違反したというためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である。

しかるところ、本件各租税条約が必要な情報を交換することを二国間で約束するものであることからすると、日星租税協定26条1項、3項、日蘭租税条約25条1項、3項は、被要請国の利益を保護する趣旨の規定であると解され、被要請国の居住者の権利利益を保護する責任を負うのは、国内法令を執行する被要請国の税務当局であるといえる。本件各租税条約上の情報交換制度において、要請国の税務当局が、被要請国に情報を要請するに当たり、被要請国の居住者の権利利益を保護すべき職務上の法的義務を負っているものということはできない。

国際業務課長は、本件各情報要請に当たり、被要請国の居住者である原告らに対し職務 上の法的義務を負っているとは認められないから、その職務上の法的義務違反は認められ ない。

イ また、前記(2)の争点2に関する被告の主張イで述べたところからも明らかなとおり、 本件各情報要請に基づいて原告らの情報が提供され、あるいは提供された当該情報を我が 国の関係行政庁が利用したとしても、そのことが直ちに原告らの有する何らかの権利ない し法益を侵害することにはならず、原告らには国賠法上の違法の前提となる権利ないし法 益の侵害も存在しない。

原告らは、本件各情報要請が、原告らや顧客のプライバシーを侵害するものとして許されない旨主張するが、前記(2)の争点2に関する被告の主張イに述べたとおり、被告が受領する情報の使用目的は限定され、被告に守秘義務が課されていることからすれば、本件各情報要請によって得られる情報がみだりに開示されることはない。

ウ なお、本件面談時におけるV等の説明内容に関する原告らの主張は、事実に反する。

V等は、本件面談時、本件調査を開始してから既に8か月と長期にわたっていた上、本件各情報要請に基づく情報入手には相当期間を要する可能性があり、その回答待ちだけを理由として調査を長引かせることは、納税者にとって負担となり、体調も考慮して適当でないとの判断から、丙夫婦に対し、本件各情報要請に係る部分を切り離したところで本件調査を終了する旨伝えるとともに、当時までに入手した情報や提示された資料からは問題点が認められないとの判断に至ったことから、「今回の調査は終了するが、情報交換要請により得られる情報等により、新たに課税上の問題点が認められた場合には再調査を行う」旨の説明を行った。

エ 原告らの損害は争う。

## 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件各取消請求に係る本件各情報要請の処分性の有無) について

## (1) 判断の枠組み

処分の取消しの訴えにおける「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいい(行政事件訴訟法3条2項)、公権力の主体が行う行為のうち、その行為によって国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう(最高裁判所昭和30年2月24日第一小法廷判決・民集9巻2号217頁、最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁各参照)。なお、ここにいう国民とは、法人や外国人を排除する趣旨のものではなく、外国法人を含めて、これらの者の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものも、同項にいう「処分」に当たるものと解される。

#### (2) 検討

ア これを本件各租税条約に基づき我が国が要請国としてする情報要請行為についてみると、本件各租税条約に基づく情報要請行為の根拠規定である日星租税協定26条及び日蘭租税条約25条は、各3項において、同項各号に掲げることを行う義務を課するものと解してはならないと規定し、各4項において、被要請国は、自己の課税目的のために必要ないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずべき旨を規定するとともに、各5項ともども、一定の事由を理由として、被要請国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないとも規定しているから、上記各条に基づく情報要請行為は、これが同各条において明文で規定され又は本件各租税条約の解釈上要求される要件に適合する内容のものである限りにおいて、要請された情報を要請国に提供すべき条約上の義務を、被要請国に対して課すこととなる行為であるということができる。

イ しかしながら、上記各条に基づく情報要請行為は、被要請国の権限ある当局を名宛人と

してその職務権限の行使を依頼するものであり、国民を名宛人とするものではなく、国内 における行為になぞらえていえば、他の行政機関に対する内部的な依頼に類似する行為で あるということができ、情報要請行為それ自体により、国民(外国法人を含む。以下同 じ。) に対して何らかの作用や法律上の効果を及ぼすものであるとはいえない。

また、被要請国が要請された情報を提供すべき義務を負うのは、当該情報要請行為が上記各条等の本件各租税条約上の要件に適合する内容のものである場合に限られるところ、我が国が要請国としてした情報の要請に被要請国が応じるか否かは、本件各租税条約上の要件に適合するか否かについての被要請国の権限ある当局の判断に委ねられており、その適合性の有無について、要請国である我が国の当局が被要請国の当局との間で協議を行う余地があるにしても、最終的には被要請国の当局における本件各租税条約の解釈と適用に委ねられていると解されるから、当然に、被要請国が要請された情報を提供すべきことになるわけではない。

さらに、当該情報要請行為が上記各条等の本件各租税条約上の要件に適合するものであり、被要請国が要請国に対しそのような義務を負うこととなるとして、被要請国の権限のある当局が要請に応じると判断した場合であっても、具体的にいかなる方法で当該情報を入手、提供するかについては、被要請国の国内法令の定めと当局の決定に委ねられていると解される。すなわち、仮に要請された情報が被要請国において既に保有している情報であれば、関係者から当該情報を取得するための行為に直ちに出ることはないと考えられるし、被要請国においてこれを保有しておらず関係者から情報を取得する必要がある場合にしても、まず任意の方法により情報の提出を求めるのか、あるいは強制的な行為に出るのかは、当該関係者の態度等をも考慮した上での被要請国の当局の合理的な裁量に委ねられていると解される。

ウ したがって、上記各条に基づく情報要請行為がされたからといって、当該要請のされた 情報の関係者に対して被要請国において必然的に義務が課されることになると考えるのは 早計であって、このように被要請国において義務が課されることが必然であるといえない 以上は、本件各租税条約に基づく情報要請行為は、国民の権利義務を形成し又はその範囲 を確定することが法律上認められているものに該当するとはいえず、抗告訴訟の対象とな る行政処分に当たらないというべきである。

#### (3) 原告らの主張について

ア これに対し、原告らは、シンガポール及びオランダ両国の国内法を引用するなどして、 本件各情報要請により、原告ら又はT銀行シンガポール支店が相当程度の確実性をもって 義務を負うこととなる旨主張する。

しかしながら、本件各租税条約に基づき、我が国が要請国としてシンガポール又はオランダに対して情報を要請したとしても、それに応じるか否かは被要請国の権限ある当局の判断に委ねられ、当然に被要請国が当該情報を提供すべきことになるとはいえず、また、被要請国がそれを提供するとしても、具体的にいかなる方法で当該情報を入手、提供するかについては、被要請国の国内法に基づく当局の合理的な裁量に委ねられていると解すべきことは前記(2)イに判示したとおりであるから、本件各租税条約上、情報交換要請がされれば被要請国における特定の強制的な措置が相当程度の確実性をもって実施されると評価することはできない。

上記の原告らの主張は、実際に行われた個別具体的な本件各情報要請において生じた事 実関係を捉えて、原告ら又はT銀行シンガポール支店が義務を負うこととなっている旨の 主張をする域を出るものではないというべきであり、採用することができない。

イ また、原告らは、我が国のする情報要請行為に違法性があるのか否かはシンガポール又はオランダにおいて知るところではないから、その違法性の有無は、我が国の裁判所で争うのが紛争の適切な解決に資するとした上で、被告が情報を入手した後では違法を是正する機会として遅きに失するから、本件各情報要請に処分性を認めて争訟の対象とするのが、裁判上の救済のタイミングとして適切である旨主張する。

しかし、前記(2)イに判示したとおり、被要請国が情報要請に応じるか否かは、本件各租税条約が定める要件を充足しているか否かについての被要請国の権限ある当局の判断に委ねられていると解されるから、むしろ、被要請国の当局の判断の適否を、被要請国の居住者が被要請国において争うほうが適切であり、我が国の裁判所においてその点を審理判断することは必ずしも適切であるとはいえない場合もあると考えられる。他方、要請国の当局による情報要請行為は、基本的に、課税要件事実に関する資料を収集する目的で行われるものであり、課税のための手段にすぎないものであるところ、具体的な課税に至る前の段階におけるその手段たる行為について処分性を認めなければ適切な時期に救済を得られないと解すべき理由もない。

したがって、上記の原告らの主張は、採用することができない。

## (4) 小括

以上によれば、本件各情報要請について抗告訴訟の対象としての処分性を認めることはできず、これらの取消しを求める本件各取消請求に係る訴え部分は不適法である。

2 争点2 (本件各確認請求に係る確認の利益の有無) について

### (1) 判断の枠組み

本件各確認請求に係る訴え部分は、本件各情報要請に基づく情報の取得、保有又は本件各租税条約に基づき提供される情報の利用を未然に防止しようとするいわゆる予防的確認の訴えであると解されるところ、これらの情報の取得、保有又は利用は、それ自体行政処分に当たるとは解されないから、行政処分以外の不利益の予防を目的とする公法上の法律関係に関する実質的当事者訴訟としての確認の訴えと解するのが相当である(最高裁判所平成24年2月9日第一小法廷判決・民集66巻2号183頁参照)。

そして、実質的当事者訴訟としての確認の訴えについても、民事訴訟一般における確認の訴えと同様に、即時確定の利益がある場合、換言すれば、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り、確認の利益があるものとして、これを提起することが許されるものというべきである(最高裁判所昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁参照)。

#### (2) 検討

ア 本件各情報要請は、丙夫婦に対する本件所得税調査の一環として行われたものであり、 当該調査が行われ、本件各情報要請に係る情報が取得、保有されるに至ったからといって、 当然にそれが利用されて、丙夫婦に対する更正処分や、まして原告らに対する何らかの課 税が行われることになるという関係にはないから、丙夫婦や原告らの課税関係に係る法的 地位に現実の危険を及ぼすものではないことが明らかである。

また、本件各租税条約に基づき我が国が要請した情報は、要請国である我が国が国内法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとされるとともに、租税の賦課、徴収等に関与する公務所に対してのみ開示することが許されることとなっており(日星租税協定26条2項、日蘭租税条約25条2項)、我が国の法令上も、これらの公務所に属する公務員は守秘義務を負っていることからすると、一旦これを行政機関の職員が入手したとしても、これが現実に第三者に流布されるなどして、当該情報関係者の権利利益が侵害される可能性は直ちには想定し難い。

イ この点、原告らは、銀行における取引明細、投資運用の内容、顧客などに関する情報は、 プライバシー権等により、みだりに開示されないことが保障されているところ、これらの 情報が被告に明らかとなるのは時間の問題となっており、原告らのプライバシー権が侵害 される現実的な危険性が迫っていることをもって、前記(1)の確認の利益がある旨主張 し、このことは、被告が当該情報を第三者に漏洩したり目的外使用をする危険性の有無に 左右されない旨主張する。

しかしながら、我が国の当局においては、課税処分を行うために必要な資料の取得収集を可能ならしめるため、課税要件事実についての調査権限が認められており(所得税に関する調査についていえば、新通則法74条の2第1項、平成23年改正前の所得税法234条)、調査の相手方には、それが適法な調査である限り、これを受忍する義務が課されているところ、原告らの主張する上記の情報についても、正当な行政目的に資するものとして客観的な必要性が認められるのであれば、法令上の根拠に基づき、その開示が義務付けられているものであって、被告がそれを取得し、利用することは、直ちにプライバシーを侵害するものとはならないという性質のものである。

そして、仮にこの範囲を超える情報を被告が取得するに至った場合に、原告らのプライバシーが侵害されると評価することができるとしても、上記の情報は、原告らの財産上の行為に関するものであって、直接その人格的利益に関わるものではないことや、上記アにおいて検討したように、その情報が現実に第三者に流布されるなどして情報関係者に不利益が及ぶことも直ちに想定されるわけではないことに照らすと、被告が取得することそれ自体による不利益があるとしても、相当程度観念的なものであることは否めない。

他方、原告らが主張する上記の情報を被告が取得、保有し、利用するに至った場合に、原告らにおいて何らかの損害が生じるのであれば、別途、その回復を求めて訴訟を提起することは何ら妨げられないし、現に原告らは本件各国賠請求をしている。また、上記の情報のうち、個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づき、所定の手続を経て、利用停止請求(同法36条)をすることにより、被告における利用を阻止することができる。

ウ 以上のとおり、原告らが主張する上記の情報を被告が取得等した場合の不利益の性質や、 事後的な損害の回復の困難性の程度等を勘案すると、プライバシーの侵害の予防を目的と した確認の訴えについては、その目的に即した有効適切な争訟方法であるということはで きず、その確認の利益を肯定することはできないというべきである。

## (3) 小括

以上によれば、本件各確認請求について確認の利益を認めることはできず、上記各請求に

係る訴え部分は、公法上の法律関係に関する実質的当事者訴訟たる予防的確認の訴えとして、 不適法である。

3 本件各訴え部分の適否についてのまとめ

以上によれば、本件各訴えのうち、本件各取消請求及び本件各確認請求に係る部分はいずれ も不適法であることに帰着し、本件各国賠請求に係る部分のみが適法な訴えであることになる。 そこで以下、本案の争点である本件各情報要請の適否について、国賠法上の違法が認められ るかという観点から、検討する。

- 4 本件各租税条約に基づく情報要請に際しての税務職員の職務上の法的義務について
- (1)被告は、本件各租税条約は必要な情報を交換することを二国間で約束するものであり、日星租税協定26条1項、3項、日蘭租税条約25条1項、3項は、被要請国の利益を保護する趣旨の規定にすぎず、被要請国の居住者の権利利益を保護する責任を負うのは、国内法令を執行する被要請国の税務当局であるから、国際業務課長は、本件各情報要請に当たり、被要請国の居住者である原告らに対し職務上の法的義務を負っているとは認められない旨主張する(前記第2の4(8)の争点6に関する被告の主張ア)。
- (2) しかしながら、租税条約に基づく特定の事案に係る情報交換要請行為は、租税に関する国内法を適正に執行するために必要な情報の交換を目的とするものであり、国内であればいわゆる反面調査等に相当するものを外国に存在する情報について行うのに類するものということができるから、税務職員としては、国内における場合に準じて、各個別の租税に関する調査について「必要があるとき」という要件(所得税に関する調査についていえば、新通則法74条の2第1項、平成23年改正前の所得税法234条)の下でこれを行う必要があるものと解するのが相当である(行政機関個人情報保護法3条1項も参照)。

そして、適法に取得されたものでない情報が、行政機関個人情報保護法上、利用停止請求の対象とされていること(同法36条1項1号)にも鑑みれば、本件各租税条約に基づく情報要請が本件各租税条約上の要件に適合したものであることも、上記の必要性の要件が満たされているといえるための前提となるというべきである。

- (3) したがって、税務職員は、被要請国の居住者との関係でも、上記の必要性の要件及び本件 各租税条約上の要件のいずれにも沿って、本件各租税条約に基づく情報要請を行うべき職務 上の法的義務を負っているというべきであり、これと異なる被告の主張は採用することがで きない。
- 5 争点3 (本件各情報要請が非関連情報を要請するものとして違法か否か) について
- (1) 非関連情報に関する税務職員の職務上の注意義務

本件各租税条約は、本件各租税条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が 課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用又は執行に関連する情報を、 要請に基づく情報交換の対象としている(日星租税協定26条1項、日蘭租税条約25条1 項)。そして、上記4に判示したところに照らせば、税務職員は、被要請国に所在する情報 関係者との関係においても、上記に該当しない非関連情報を要請してはならないという職務 上の注意義務を負っているものと解される。

そこで以下、本件各情報要請に基づきシンガポール又はオランダに要請された情報のうち、 原告らが非関連情報に該当すると主張するものについて、これに該当するか否かを検討する。

### (2) 認定事実

前記第2の2の前提事実並びに証拠(甲A2、乙3、8)及び弁論の全趣旨によれば、原告ら関係者の間における平成23年に至るまでの資産の移動及び丙夫婦の所得税の申告状況について、以下の各事実が認められる。

ア 丙夫婦は、2002年(平成14年)10月●日、オランダにおいて、J株式の持株会社として有限責任かつ非公開の原告F(代表取締役・丙)を設立し、同年11月15日、かねて保有するJ株式を証券会社に売却した代金から原告Fの資本金に出資した。

原告Fは、間もなく、当該証券会社から」株式を購入して」の株主となった。

- イ 次いで、丙は、2003年(平成15年)5月●日、オランダにおいてF財団(単独理 事・丙)を設立し、丙夫婦は、同日、同財団にその保有する原告F株式の全部を預託して 同財団から本件F株式預託証書の発行を受けた。
- ウ 一方、原告甲は、2006年(平成18年)7月●日、シンガポールにおいて、資本金の全額を出資して、投資運営会社として有限責任かつ非公開の原告C(当時の取締役・原告甲。旧商号K)を設立し、同社は、ケイマン諸島において、N・ファンドを運用した。 下は、同年12月8日、本件N・B口座に投資信託購入名目で5億円を送金した。
- エ また、丙は、2007年(平成19年)7月10日、T銀行名古屋営業部の自身の口座から本件シンガポール丙口座に2億円を送金して振り替えた。
- オ 原告甲は、2007年(平成19年)10月●日、オランダにおいて、L(代表取締役・丙)を設立した。

丙は、同月18日、本件シンガポールF口座に貸付け名目で22億円を送金し、この頃までにシンガポールに住所を移していた原告甲は、同月29日、本件シンガポールL口座に投資管理会社への送金名目で12億円を送金した。

Lは、N・ファンドの管理に携わった。

- カ 丁は、2009年(平成21年)7月23日、本件N・D口座に資金運用名目で2億円 を送金した。
- キ 原告甲は、同年9月28日、L株式全部を丙に譲渡し(本件L株式譲渡)、同日、丙夫婦は、本件F株式預託証書を原告Cに譲渡した(本件預託証書譲渡)。

丙は、同月30日、本件シンガポール甲口座に株式購入名目で31億5827万367 3円を送金するとともに、本件シンガポールC口座に貸付け名目で14億5000万円を 送金した。

その直後頃、Jの業績回復が公表され、同社株式の価格が上昇した。 Lは同年10月●日に解散した。

- ク 丙は、同年11月27日、本件N・H口座に運用名目で8億5000万円を送金した。
- ケ 丙夫婦は、同年分の所得税について、J株式の持株会社である原告Fの株式の預託に係る本件F株式預託証書の譲渡(本件預託証書譲渡)により譲渡損失が生じたとして、これと役員報酬を含む総合所得とを損益通算する内容の確定申告書を提出した。
- コ N・ファンドHは、日本の販売代理店である Z 証券において丙夫婦のみが受益者となっていたところ、2011年(平成23年)末頃に、同ファンドの利益が償還された。

丁の同年分の所得税の確定申告書においては、同利益が譲渡所得として計上されていたが、丙の同年分の所得税の確定申告書においてはこれに相当する記載がなかった。

### (3) 検討

上記(2)に認定した事実によれば、丙夫婦及び原告甲、原告 C、原告 F 及び L の関係各社、F 財団並びに原告 C 及び L が運用に関与した N・ファンド B、D 及び H の間では、平成23年までに、客観的に見て相当複雑な資金や J を含む関係各社の株式の移動が行われてきていたというべきであり、これらの取引に関与していない第三者の立場から見れば、これらの資金の移動、関係各社の株式の移動や関係各社及び F 財団の設立の経緯等について、その趣旨ないし目的が一見して明瞭であるとはいえない。そうすると、平成24年当時、丙夫婦に対する所得税法の適用を含め、我が国の租税法を適正に執行するためには、これらの資金及び株式の移動の全容や関係各社及び F 財団の設立の真の趣旨ないし目的を解明する必要があったものと認められる。

原告らが非関連情報に該当すると主張するのは、本件各情報要請の対象とされた情報のうち、①原告Cの運用する投資信託及び本件シンガポール丙口座に係る情報、②原告Cの財務諸表及び申告事績に係る情報、③本件シンガポール甲口座に係る情報、④本件シンガポール下口座及び本件シンガポールL口座に係る情報、並びに⑤本件オランダ各口座に係る情報であるが、これらはいずれもこれらの資金及び株式の移動や関係各社及びF財団の設立の真の趣旨ないし目的を解明する上で必要な情報であったということができるというべきであり、一般に、租税条約における情報交換制度の趣旨・目的が、国内租税法を適正に執行するため必要な情報を交換し、自国の税務当局の調査権限が及ばない範囲での調査を相互に補完することにあると考えられることからすれば、上記①ないし⑤の情報は、本件各租税条約との関係において、非関連情報に該当するとはいえない。

## (4) 原告らの主張について

ア(ア)原告らは、本件シンガポール情報要請において、上記(3)①のうち原告Cの運用 する投資信託に係る情報を要請したことについて、丙夫婦に対する税務調査目的であ る以上、甲一族のうち居住者である丙夫婦及び戊を受託者とする投資信託に係るもの に限定する取扱いで目的は達成できたはずであるのに、原告Cが投資運用会社となっ た全ての投資信託に係る全ての受益者の氏名や異動に係る情報を要請するのは、名前 を特定しない情報収集として、非関連情報の要請に該当する旨主張する。

しかしながら、前記(2)に認定した事実に基づき上記(3)において検討したとおり、原告Cが運用した複数の投資信託に関連して、趣旨ないし目的の不明瞭な資金移動が行われているほか、原告Cが、丙夫婦の子である原告甲が資本金の全部を出資した非公開のいわゆる一人会社であり(前記(2)の認定事実ウ)、さらに、弁論の全趣旨によれば、どれほど広範に一般投資家向けの投資信託を運用する会社であったのか必ずしも明らかでない事実(少なくとも本件調査当時必ずしも明らかでなかった事実)が認められることにも照らせば、原告Cの運用していた投資信託の全容を解明しなければ、丙夫婦の所得税に関して我が国の租税法の適正な執行が実現しているかを確認できない関係にあったものといい得る。

原告らは、より広く一般投資家向けの投資信託の募集を行っていることが公知の事実である他社と原告Cとを対比して、本件シンガポール情報要請において、原告Cの全ての受益者に関する情報を要請するのは非関連情報の要請に該当する旨述べるが、投資信託募集の広範性等の相違を無視して対比することには意味がないというべきである。

上記の原告らの主張は、採用の限りでない。

(イ) 原告らは、国税庁においても、原告Cの投資信託の受益者として甲一族以外に少なくともJが存在することは認識していたとし、それにもかからわず、本件シンガポール情報要請において、原告Cの運用する投資信託の全てについて、甲一族だけが受益者となっていると想定される旨をIRASに伝えたのは、虚偽の前提情報に基づき情報を要請するものである旨も主張する。

しかし、J自体、上記(3)のとおり、その株式の移動の趣旨ないし目的が一見して明瞭であるとはいえない関係各社に含まれ、全くの第三者であるとはいえないから、そのような受益者が存在するとの一事をもって、原告Cの運用する投資信託の全てについての情報を取得することが、丙夫婦の所得税に関する我が国の租税法の適正な執行の確保のために不必要であることにはならず、当該情報が非関連情報に該当することにもならないというべきである。

そうだとすれば、国税庁において、原告Cの運用する投資信託の受益者の中にJが含まれるものがあるとの認識を有していながら、本件シンガポール情報要請において、原告Cの運用する投資信託の受益者が甲一族だけであると想定される旨記述した事実があったとしても、非関連情報を強いて詐取しようとする意図等に基づくような違法性の高い記述であるとまではいえず、当該事実は、本件シンガポール情報要請の違法を導くような事情であるとはいえないというべきである。

(ウ) 原告らは、さらに、丙夫婦の平成23年分の所得税の確定申告書の記載の差異については、X税理士がO等に説明していたとおりの合理的な理由があり、これを根拠として、上記(3)①の原告Cの運用する投資信託及び本件シンガポール丙口座に係る情報を解明する必要があるとはいえないから、本件シンガポール情報要請は、これらの情報に関する情報漁りを行うものである旨主張する。

しかし、これらの確定申告書の記載の差異に合理的な理由があるか否かは、客観的な資料を探索しなければ裏付けられるとはいえず、丙夫婦の税務代理人の立場にあるX税理士の陳述内容のみをもって、丙夫婦の確定申告書の記載の差異に合理性があるとは客観的には確認できないものというべきであるから、その合理性を確認する目的で上記各情報を探索すべき必要性がないことにはならないというべきである。

上記各情報は、X税理士の陳述を前提としても、なお非関連情報には該当しないものといわざるを得ない。

- (エ)以上のとおりであるから、本件シンガポール情報要請において原告Cの運用する投資信託及び本件シンガポール丙口座に係る情報を要請したことが、非関連情報を要請したものとして違法であるとはいえない。
- イ (ア) 次に、原告らは、上記 (3) ②の原告Cの財務諸表及び申告事績に係る情報について、被告においては原告甲の贈与税の申告義務の有無を確認するために要請したものであると主張するが、贈与税については旧日星租税協定で情報の交換を認められていなかったところ、旧日星租税協定が施行されていた当時の本件預託証書譲渡について贈与税の課税の可能性があることを理由に上記各情報を要請することは許されない旨、憲法84条及び31条を援用して、主張する。

しかし、憲法84条において保障されたいわゆる租税法律主義の趣旨を参酌しても、

贈与税に関する我が国の租税法は本件預託証書譲渡当時既に施行されていたのであるから、これを適正に執行するため、改正日星租税協定施行後に事後的に情報を取得することが何ら妨げられるものとはいえない。まして証拠(乙11の1・2)によれば、日本とシンガポールとの間において上記のような理解が明示的に確認されている事実も認められるから、このことは一層明らかである。

また、原告らが憲法31条を援用する趣旨は必ずしも判然としないが、改正日星租税協定に基づく情報要請として適正なものであるといえる以上、その情報要請が適正手続保障の趣旨に反するともいえない。

いずれにしても、原告Cの財務諸表及び申告事績に係る情報が、日星租税協定の対象外である非関連情報に該当するとはいえない。

- (イ)なお、原告らは、日星租税協定改正後の事由に関連する改正前の情報は取得することができるとした場合の仮定的主張も展開するが、そもそも日星租税協定改正後の事由に関連した改正前の情報のみを交換できるとする前提において失当であり、採用の限りでない。
- (ウ) したがって、本件シンガポール情報要請において原告Cの財務諸表及び申告事績に 係る情報を要請したことが、非関連情報を要請したものとして違法であるとはいえな い。
- ウ(ア)原告らは、上記(3)③の本件シンガポール甲口座に係る情報について、原告甲の 申告事績を確認する名目で要請することは情報漁りである旨主張するが、被告はその ような名目で同情報を要請した旨主張するところではないから、その前提において失 当である。
  - (イ) また、原告らは、本件シンガポール甲口座に係る情報について、原告甲が日本の非居住者であることを確認する前に直ちに本件シンガポール情報要請をしたことが情報 漁りである旨主張する。

しかし、日星租税協定上の情報漁りの禁止は、非関連情報の要請を許さないという 趣旨のものであって、情報要請の手順についての問題とは異なるから、上記の原告ら の主張は失当である。

なお、上記の原告らの主張を、これとは別に情報要請の手順についての違法を述べる趣旨のものと捉えたとしても、その場合には、後記7で争点5について判示するのと同様の考え方に従って、本件シンガポール情報要請の違法性の有無を判断すべきこととなるところ、上記の本件シンガポール甲口座に係る情報の要請に至った税務職員の判断は、その情報としての必要性と、要請手順に関する原告らの私的利益との衡量において、社会通念上相当な限度にとどまるものというべきであり、その情報を要請したことに違法はないと解するのが相当である。

(ウ) さらに、原告らは、前記(2)の認定事実キの丙から本件シンガポール甲口座への送金は、本件L株式譲渡に係る売買代金の支払であり、この送金の事実をもって、同口座に丙の収入とすべきものがあることを基礎付けるものではなく、情報漁りが禁じられるのは、このような調査対象者から売買代金の入金を受けただけでこれに使用した口座の全取引内容を開示しなければならないような事態を防止するためである旨主張する。

しかしながら、本件シンガポール甲口座に係る情報が非関連情報に該当しないと考えられる理由は、前記(3)に判示したような一切の事情に鑑みて資金移動等の全容を解明する必要性に鑑みてのことであるというべきであるから、そのうち一部の事情だけを断片的に切り出した上で、当該断片的な事実のみからであれば非関連情報に該当すると指摘してみたところで、当を得た主張であるとはいえない。

上記の原告らの主張は失当である。

- (エ)以上のとおりであるから、本件シンガポール情報要請において本件シンガポール甲 口座に係る情報を要請したことが、非関連情報を要請したものとして違法であるとは いえない。
- エ (ア) 原告らは、上記 (3) ④の本件シンガポールF口座及び本件シンガポールL口座に係る情報についても、前記 (2) の認定事実才の丙から本件シンガポールF口座への送金及び原告甲から本件シンガポールL口座への送金の事実は、これら口座に丙の収入とすべきものがあることを基礎付けるものではない等の旨主張する。

しかし、上記ウ(ウ)に判示したところと同様、本件シンガポールF口座及び本件シンガポールL口座に係る情報が非関連情報に該当しないと考えられる理由は、前記(3)に判示したような一切の事情に鑑みて資金移動等の全容を解明する必要性に鑑みてのことであるというべきであるから、そのうち一部の事情だけを断片的に切り出した上で、当該断片的な事実のみからであれば非関連情報に該当すると指摘してみたところで、当を得た主張であるとはいえない。

- (イ) したがって、本件シンガポール情報要請において本件シンガポールF口座及び本件 シンガポールL口座に係る情報を要請したことが、非関連情報を要請したものとして 違法であるとはいえない。
- オ (ア) 原告らは、上記 (3) ⑤の本件オランダ各口座に係る情報について、これら口座への送金の事実は、①被告において、丙夫婦の確定申告書に適切に反映されているか、適正に申告されているかを確認する必要がある旨述べている取引や、本件F株式預託証書の配当とは関係がない旨主張するとともに、②原告Fによってされるべき配当と丙が申告書に記載した配当の額が一致すれば、それ以上の資料は必要がない旨主張して、上記情報の要請が、調査対象の納税者の租税問題と関連しているとは思われない情報の要求に該当する旨主張する。

しかし、上記原告らの主張のうち①の点は、前記ウ(ウ)及びエ(ア)に判示したところと同様、本件オランダ各口座に係る情報が非関連情報に該当しないと考えられる理由は、前記(3)に判示したような一切の事情に鑑みて資金移動等の全容を解明する必要性に鑑みてのことであるというべきであるから、そのうち一部の事情だけを断片的に切り出した上で、当該断片的な事実のみからであれば非関連情報に該当すると指摘してみたところで、当を得た主張であるとはいえない。

また、上記原告らの主張のうち②の点は、日星租税協定について前記ウ(イ)に判示したところと同様、日蘭租税条約上の情報漁りの禁止も、非関連情報の要請を許さないという趣旨のものであって、情報要請の手順についての問題とは異なるから、同主張は失当である上、仮にこれを情報要請の手順についての違法を述べる趣旨のものと捉えたとしても、上記の本件オランダ各口座に係る情報の要請に至った税務職員の

判断は、その情報としての必要性と、要請手順に関する原告らの私的利益との衡量に おいて、社会通念上相当な限度にとどまるものというべきであり、その情報を要請し たことに違法はないと解するのが相当である。

(イ) したがって、本件オランダ情報要請において本件オランダ各口座に係る情報を要請 したことが、非関連情報を要請したものとして違法であるとはいえない。

### (5) 小括

以上によれば、本件各情報要請が非関連情報を要請するものとして違法であるとはいえない。

- 6 争点4 (本件各情報要請が国内入手不能情報を要請するものとして違法か否か) について
- (1) 国内入手不能情報に関する税務職員の職務上の注意義務

本件各租税条約は、被要請国において、被要請国又は要請国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供する義務を免除している(日星租税協定26条3項b号、日蘭租税条約25条3項b号)。そして、上記4に判示したところに照らせば、税務職員は、我が国が要請国としてする情報要請に際し、被要請国に所在する情報関係者との関係においても、我が国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報(国内入手不能情報)を要請してはならないという職務上の注意義務を負っているものと解される。

そこで以下、本件各情報要請に基づきシンガポール又はオランダに要請された情報のうち、 原告らが国内入手不能情報に該当すると主張するものについて、これに該当するか否かを順 に検討する。

- (2) 本件シンガポール各口座に関する情報(争点4-①)について
  - ア 原告C及び原告甲は、シンガポール所得税法105J条による手続は、日本法には存在 しない司法が直接に対象情報の提出を命じる手続であるとした上で、このような日本法に は存在しない司法制度の利用に至った本件シンガポール情報要請は、国内入手不能情報の 取得を許容しない日星租税協定26条3項b号の要件を満たさない旨主張する。
  - イ しかし、前記5 (3) に判示したとおり、一般に、租税条約における情報交換制度の趣旨・目的は、国内租税法を適正に執行するため必要な情報を交換し、自国の税務当局の調査権限が及ばない範囲での調査を相互に補完することにあると考えられるものであることからすると、要請国の国内入手不能情報が情報交換制度の適用から除外されることの意味は、要請国の国内租税法の適正な執行のためにも入手することが予定されていないような情報については、当該適正な執行のために必要な情報の範囲を超えるものであり、当該情報がたまたま租税条約の締約相手国に存在していることを奇貨として要請国が当該情報を入手することを認める必要がないという点にあるものと解される。

そうすると、ある情報が要請国の国内入手不能情報に該当するか否かは、当該情報と同じ性質の情報が要請国の国内に存在すると仮定した場合に、要請国の税務当局がこれを要請国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができないかどうかという観点から判断すべきものである。

上記の判断基準に拠らず、要請国と被要請国における当該性質の情報を入手するための 手続上の負担の相違等の点に着目して、被要請国において当該情報関係者の手続上の負担 が重い情報は、要請国の国内入手不能情報に該当すると判断すべきであるといった解釈を 採るときには、情報関係者としては、自身にとって不都合な情報は、その入手のための手続上の負担が重い国に移してしまいさえすれば、租税条約に基づく情報交換を免れ得ることとなり、前記の租税条約に基づく情報交換制度の趣旨・目的が骨抜きとなるものであって、こうした解釈が租税条約の趣旨・目的に到底適合しないものであることは明らかである。ある情報が要請国の国内入手不能情報に該当するか否かを、当該性質の情報を入手するための手続上の負担の相違等の点に着目して判断すべきものであるとはいえない。

- ウ これを本件についてみると、原告C及び原告甲の上記アの主張は、本件シンガポール各 口座に関する情報が国内入手不能情報に該当するとする原因として、正しく日本とシンガ ポールにおける手続上の負担の相違を主張するものであり、その主張が失当であることは 上記イに判示したとおりである。
- エ したがって、本件各シンガポール口座に関する本件シンガポール情報要請が国内入手不 能情報を要請するものとして違法であるとはいえない。
- (3) 本件要望期限後における本件オランダ情報要請継続の適否(争点4-②) について
  - ア 原告Fは、本件オランダ情報要請書簡において本件要望期限として2013年(平成25年)3月15日の更正期限を明示していたことは、それ以後本件オランダ情報要請は法的根拠を失うことを国税庁が理解していたことの表れであり、その更正期限後本件オランダ情報要請を継続する根拠は失われた旨主張するところ、これは、本件要望期限後において本件オランダ情報要請を継続することは、国内入手不能情報を要請するものとして違法である旨を述べる趣旨であると解される。
  - イ しかしながら、本件オランダ情報要請書簡において本件要望期限として2013年(平成25年)3月15日が明示されたのは、提供される情報の内容次第では更正することを検討する必要のある平成21年分以降の丙夫婦の所得税等について、更正の期限が最も早く到来する場合を慮ってのことであると考えられ、国税庁において、これを経過した場合に丙夫婦に対して一切の更正ができないこととなるとの認識までをも有していたものとは認め難い。

国税庁においては、オランダ政府から提供される情報の内容次第では、翌年分以降の丙夫婦の所得税等について更正し得る場合もあるであろうことは、当然想定に入れていたと考えられるし、平成21年分の所得税等に限定しても、偽りその他不正の行為により税額を免れていたとの加重要件を充足する場合には、上記期限後も更正し得る場合があることは念頭に置いていたものと十分に想定することができるというべきである。そのような想定をしていたとしても、情報要請書簡において最も早く到来する更正期限に言及されることは当然にあり得るというべきである。

そうすると、上記アの原告Fの主張は、まず、本件オランダ情報要請書簡の記載内容から国税庁の理解していたところの推知を試みるその内容自体において失当である。

ウ また、法が偽りその他不正の行為により税額を免れていたとの加重要件が充足される場合において、通常の場合よりも長期間の更正を認めている趣旨は、不正の行為を意図して税額を免れたような場合には、租税法上の正義を貫徹する見地から納税義務の内容を更正により是正する必要性が高いとの考えに基づくものと解される。

そうすると、上記の加重要件が認められる場合における納税義務の是正の必要性も、当 然、国内租税法の適正な執行の内容として含まれているということができるから、前記5

- (3) 及び上記(2) イに判示したように、国内租税法を適正に執行するため必要な情報を交換すること等を趣旨・目的とする租税条約における情報交換制度の下において、この加重要件の基礎となるべき事情の調査を補完することが排除されているものとも解されない。通常の更正期限後に、加重要件の基礎となるべき事情について、我が国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができないとはいえない。
- エ したがって、本件要望期限後において本件オランダ情報要請を継続したことが、国内入 手不能情報を要請するものとして違法であるとはいえない。

なお、原告Fは、本件において丙夫婦の平成21年分の所得税の通常の更正期限である 平成25年3月15日より後に更正すべき加重要件が存在することを被告は何ら主張立証 していない旨主張するところ、この主張は、通常の更正期限後に情報の要請を(継続)す るに際しては加重要件が存在することが必要であるとの前提に基づくものであると解され る。この点、原告らにおいて、通常の更正期限である同日に平成21年分の所得税の更正 決定等をしない旨の通知を受けたと主張している本件においては、結局のところ、加重要 件が存在しないことを前提に更正決定等をしない旨の通知を受けた後も情報の要請を継続 することが違法かという問題として収れんされるものと考えられるので、次の争点4-③ に含まれる問題として、検討を進めることとする。

- (4) 更正決定等をしない旨の通知後における本件各情報要請継続の適否(争点4-③) について
  - ア 原告らは、更正決定等をしない旨の通知をして本件所得税調査が終了した以上、同調査 の一環である本件各情報要請を継続するのは法的根拠を欠き、その通知後に本件各情報要 請を継続することは、国内入手不能情報を要請するものとして違法である旨主張する。
  - イ この点、確かに、新通則法は、「調査の終了の際の手続」として74条の11を置き、その1項において、「税務署長等は、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税義務者であって当該調査において質問検査等の相手方となった者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする」と定めていること(前記第2の1の関係法令等の定め(4)イ(ア))からすると、この規定に基づき、更正決定等をすべきと認められない旨の通知書が発出されたときは、その時点で一旦調査は終了したことになるものと考えられる。

しかしながら、この規定は、平成23年改正法附則39条3項により、平成25年1月1日以後に納税義務者に対して行う質問検査等について適用されるものとされ、同日前にその者に対して質問、検査等を行っていた経過措置調査等はこの質問検査等から明示で除かれている(関係法令等の定め(4)イ(イ))ところ、平成24年9月18日から質問、検査等を行っていた本件所得税調査は、この経過措置調査等に該当するから、新通則法74条の11第1項の規定の適用がないことは明らかである。

原告らは、同条を含む新通則法7章の2の規定群は、租税法の一般原則を確認的に規定 したものであり、同附則にかかわらず、本件所得税調査にも新通則法が適用されるべきも のである旨主張するが、独自の見解といわざるを得ず、採用することができない。

そうすると、本件所得税調査について、新通則法74条の11第1項に基づきその時点で一旦調査が終了したことになるものではない。

ウ 他方、平成23年改正前においても、上記イの通知書に類するものとして、「調査結果

の通知の実施について」と題する国税庁長官通達(平成10年6月29日課所6-16ほか7課共同)に基づき、実地調査の結果、調査対象税目の全てについて、更正・決定や修正申告・期限後申告の慫慂を行わず、かつ、爾後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存について指導すべき事項もない事案のような、何らの非違も認められない事案に限り、納税者から要求があった場合に、納税者本人に対して、「調査結果についてのお知らせ」と題する標準的な様式により調査結果の通知を実施するものとされていた(乙17の1・2、公知の事実)。

しかし、当該通知は、調査に当たって、納税者が適切に収支明細及び取引内容の開示や 証拠資料の提示を行うなど、これに協力することが必要不可欠であるところ、調査の結果、 是正すべき事項がないと認められる事案について、その旨を書面により通知することで、 納税者の申告納税制度に対する理解を一層深めるとともに、調査等に当たっての納税者の 適切な協力を促し、もって申告納税制度の一層の充実・発展に資することを目的として行 われるものであり、したがって、当該通知を行うことにより、爾後の調査に制約を及ぼす ものではないとされていた(同通達記載1)。また、当該通知に際して、当該通知はそれ までの調査の結果を通知するものであって、爾後の再調査により遡及して是正することも あり得ること及び保存期間を経過していない帳簿書類の保存が引き続き必要であることを、 併せて説明することに留意するものとされていた(同通達記載4)。

これらのことを踏まえると、当該通知は、当該時点では一応調査を終了させるものの、その後の調査を一切行わないといった意味のものでなかったと解されるところである。納税者から不要との申出がない限り、当該通知を行うこととして差し支えないとされながらも(同)、当該通知は納税者から要求があった場合に行うことが原則とされていたのも、前記の当該通知の目的に基づくものであると考えられるところ、納税者からの要求の有無によってその後の調査を一切行わないことが決せられるべきでないことに照らしても、当該通知は、当該時点では一応調査を終了させるという趣旨のものにとどまっていたと解するのが相当である。

そうすると、原告らに対してされた更正決定等をしない旨の通知が上記の調査結果の通知の趣旨を出るものといえない場合には、当該通知は、当該時点では一応調査を終了させるという趣旨のものにとどまり、その後の調査を一切行わないというような意味のものであるとはいえないというべきである。

- エ (ア)以上を踏まえて、本件の事実関係についてみると、丙夫婦に対しては、麹町税務署長から、平成25年5月27日付けで、平成21年分ないし平成23年分の所得税について「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」が発出されている(前記第2の2の前提事実(5)ウ)ところ、その様式は、「国税に関する実施の調査を行った結果、」と記載されていることなどから、新通則法74条の11第1項による通知書に準ずるものといえる(甲5)。
  - (イ) これは、前記イに判示したように、本件所得税調査には新通則法74条の11の適用はないものではあるが、その時点において新通則法が施行されていたことから、平成24年9月に国税庁が公表した「税務調査手続等の先行的取組の実施について」と題する方針(前記第2の1の関係法令等の定め(4)イ(ウ)、甲19)に基づき、新通則法下における調査の終了の際の手続に準じて、通知書が発出されたものと解さ

れる。

そして、同方針の趣旨とするところは、新通則法施行前の「調査結果についてのお知らせ」は、調査した全ての税目及び課税期間について非違が認められず、かつ指導事項がない場合に、納税者から不要との申出がない限り、送付するとしていたもの(上記ウ)が、新通則法下においては、納税者の意向にかかわらず、非違が認められなかった税目及び課税期間ごとに「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付するとされたことから、その範囲の運用の限度で、新通則法下における調査の終了の際の手続に準じて実施するものとすることにあると解される。

換言すると、この実施措置は、経過措置調査等の終了について、新通則法を適用ないし 地間することを前提にしているものとは解されない。

- (ウ) 原告らは、被告は、丙夫婦に対し「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」を送付したことにより、新通則法の適用を受ける途を選択したものである旨主張するが、上記の国税庁の方針の趣旨を正解しないものというべきであり、採用することができない。
- (エ) そうすると、丙夫婦に対して新通則法下の様式に準じて税目及び課税期間を特定した「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」が送付されているからといって、当該通知は、それ以外の点において、新通則法施行前において行われていた上記ウの調査結果の通知の趣旨を出るものとはいえないというべきであり、当該通知の時点では一応本件所得税調査を終了させるが、その後の調査を一切行わないというまでの意味のものであったとはいえない。

原告らにおいて上記通知書の送付前に電話で更正決定等をしない旨の通知を受けたと主張する点についても、仮にそのような口頭の通知があったとしても、上記通知書にもましてその後の本件所得税調査を一切行わないというまでの意味のものであったとはいえない。

オ したがって、丙夫婦に対する「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の送付 等の後において本件各情報要請を継続したことについて、国内入手不能情報を要請するも のとして違法であるとまではいえない。

# (5) 小括

以上によれば、本件各情報要請が国内入手不能情報を要請するものとして違法であるとはいえない。

- 7 争点 5 (本件各情報要請が情報入手手段を尽くさずに行われ又は既に我が国で得た情報を要請するものとして違法か否か)
- (1)情報入手手段を尽くすことについての税務職員の職務上の注意義務
  - ア 租税条約における情報交換制度の目的は、租税に関する国内法を適正に執行するために 必要な情報を交換することにあり、自国の税務当局の調査権限が及ばない範囲での調査を 相互に補完することにあると解される。本件各租税条約が準拠するOECDモデル租税条 約に関するコメンタリーにおいても、「他方の国に対して情報の提供要請が行われる前に、まず、国内の課税上の手続に基づき利用し得る通常の情報源に依拠すべきことが了解されている」とされている(乙1)。

これらの点に照らすと、本件各租税条約上、上記の了解された内容についての明文の規

定は置かれてはいないものの、要請の対象となる情報は、要請国の国内における調査を補 完するようなものに限定されると解されるところである。そして、上記4に判示したとこ ろに照らせば、税務職員は、我が国が要請国としてする情報要請に際し、被要請国に所在 する情報関係者との関係においても、上記のような補完性を有しない情報を要請してはな らないという職務上の注意義務を負っているものと解される。

- イ そこで更に進んで、我が国が要請国としてする情報要請に際しての上記の補完性の内容を具体的に見ると、この点は、結局のところ、税務職員が情報要請をするに際しての「必要があるとき」との要件(前記4(2)参照)に収れんされるものと解される。そして、上記要件の意味は、国内において質問検査権の行使が許される場合に準じて理解すべきところ、当該調査の目的、調査すべき事項、申告の内容、帳簿等の記入保存状況、調査対象者の事業の形態等諸般の具体的事情に鑑み、客観的な必要性があると判断される場合をいうものと考えられ、この場合における情報要請の範囲、程度、時期、場所等の実施の細目については、上記の客観的な必要性と、調査対象者の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な判断に委ねられているものと解するのが相当である(最高裁判所昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁、最高裁判所昭和58年7月14日第一小法廷判決・訟務月報30巻1号151頁、最高裁判所平成5年3月11日第一小法廷判決・訟務月報40巻2号305頁各参照)。
- ウ この点に関し、原告らは、租税条約に基づく情報交換要請については、自国で入手可能 な情報について外国政府を巻き込むべきでないとして、国内調査における反面調査以上に 極めて厳格な補充性が要求されるべきである旨主張する。

しかし、前記アのとおり、本件各租税条約上、この点についての明文の規定は存在しないところ、極めて厳格な補充性が要求されるべきであるとする上記の原告らの主張は、その法文上の根拠が明らかではなく、採用の限りでない。

エ そこで以下、上記の見地に立って、本件各情報要請に至った税務職員の判断について、 対象情報の必要性と原告らの私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる かという観点から、その適否を検討する。

## (2) 認定事実

前記第2の2の前提事実並びに証拠(甲24、乙21のほか、各事実の末尾に掲げる当該 事実に関係するもの)及び弁論の全趣旨によれば、主として本件各情報要請に至るまでの本 件調査の経緯について、少なくとも以下の各事実が認められる。

ア O等を含む数名は、平成24年9月18日から翌19日にかけて、丙夫婦の自宅に本件 調査に臨場したところ、丙が初日の3時間ほど同席したほか、丁とX税理士において対応 した。

○等は、丙夫婦ないしX税理士に対し、口頭で①原告Cが運用する外国証券投資信託の 内容、その運用実態に係る資料及び財務諸表、②原告F及びF財団の定款、F財団の管理 規則及びF財団が締結した預託証書に係る契約書の提出を求めたところ、丙夫婦ないしX 税理士は、上記①については、丙夫婦は原告Cの株主ではなく、その決算書には第三者の 投資家情報が記載されていることなどを理由に、上記②については、Rを当事者とする別 の裁決に係る審査請求手続時に提出済みであることを理由に、いずれも○等に提出しなか った。

また、O等は、丙夫婦ないしX税理士に対し、口頭で、丙夫婦の国外の預金口座の通帳(取引明細書)等の提出を求めるとともに、書面で、N・ファンドA、B、D、E及びHの目論見書、これらの時価一覧、原告F及びLの財務諸表並びにシンガポールの銀行である a バンクの丙名義の口座(以下「a 口座」という。)の取引明細書等の提出を求めた(甲11の2)ところ、X税理士は、後日、N・ファンドA、B、D、E及びHの目論見書、これらの時価一覧、原告Fの財務諸表並びに a 口座の取引明細書等をO等に提出したが、本件シンガポール丙口座については、一切の情報を出さなかった。

イ 〇等は、平成24年11月12日、再度、丙夫婦の自宅に赴いた。

午前中、P及びQが、丙に対し、銀行口座は提出されたもの以外に存在しないかを尋ねたところ、丙は、提出したもの以外に持っていないつもりだが、具体的に教えてほしい旨を応答した。これを受けて、P及びQが、丙に対し、提出された金融機関の金銭の移動状況から本件シンガポール丙口座が存在すると思われる旨を申し向けると、丙は、解約したと思うが、三、四年前まで確かにあった旨を応答した。丙が、必要があれば取引明細書を取り寄せるが必要かを尋ねたところ、PないしQは、取寄せを求めた。

さらに、P及びQが、丙に対し、本件預託証書譲渡について質問した際、丙は、昔は正 直に言うと税金を多少ちょろまかしてしまえという考えも持っていたが、今はそういう考 えは持っていない旨などを述べた。

ウ その後、現在まで、本件シンガポール丙口座の取引明細書は、名古屋国税局又は東京国 税局に提出されていない。

#### (3) 検討

上記(2)に認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、丙夫婦ないしX税理士は、税務当局側で具体的に特定して提出を依頼した資料については、相応の対応をしていたとはいえても、国外の預金口座の取引明細書の提出といった概括的な依頼に対しては、依頼の対象が具体的に特定されない限り、自ら資料を提出しようというような姿勢で本件所得税調査に臨んでいなかったことは明らかであり、特に情報取得についての障壁の大きい外国に存在する情報についての概括的な依頼に対する対応が上記のようなものにとどまっていたことからすると、丙夫婦ないしX税理士の対応が本件所得税調査に協力的なものであったとまでは評価することができない。

そして、前記5 (3) に判示したとおり、本件各情報要請の行われた平成24年当時、我が国の租税法を適正に執行するためには、丙夫婦及び原告甲並びに関係各社及びF財団間の資金及び株式の移動の全容や関係各社及びF財団の設立の真の趣旨ないし目的を解明する必要があったものと認められることをも踏まえると、本件各情報要請の対象となった情報については本件各租税条約に基づき情報を要請する客観的な必要性があったものということができ、その必要性と本件所得税調査の対象者たる丙夫婦の私的利益との衡量において、本件各情報要請に至った税務職員の判断が社会通念上相当な限度を逸脱していたと認めることはできない。

#### (4) 原告らの主張について

ア 原告らは、租税条約に基づく情報交換要請を行うには厳格な補充性の要件を満たす必要 があるとの主張を前提に、本件各情報要請の対象とされた各種情報について、丙夫婦側に 依頼して入手することができることの試みを尽くすべきであった旨主張する。

しかしながら、そもそも租税条約に基づく情報交換要請について、情報関係者との関係 で厳格な補充性が要求されるべきものとはいえないことは、前記(1)に判示したとおり であって、上記の原告らの主張は、その前提において失当である。

イ また、原告らは、日本で得た情報について重ねて情報要請をしてはならないとの主張を 前提に、原告Cが運用する各投資信託に係る情報については、X税理士の提出したN目論 見書に掲載されており、本件シンガポール情報要請に及ぶ必要がなかった旨主張する。

しかし、上記 (3) に判示したとおり、丙夫婦ないしX税理士の対応が本件所得税調査に協力的なものであったとまでは評価することができないことを前提とすると、仮にこれらの情報がN目論見書に掲載されていたとしても、当該情報が正確であることの裏付けを取る等の目的で本件シンガポール情報要請に至ったとしても、必ずしも社会通念上相当な限度を逸脱していたとまではいえないというべきである。

ウ さらに、原告らは、本件各情報要請の対象とされた各種情報を丙夫婦ないしX税理士に 依頼した日と本件各情報要請がされた日が近接していることから、そもそも被告は、全て の可能な情報入手手段を尽くすつもりがなかった旨主張する。

しかし、この主張も、そもそも租税条約に基づく情報交換要請を行うには厳格な補充性の要件を満たす必要があるとの主張を前提とするものであると解されるところ、その前提において失当であることは、上記アに判示したところと同様である。

## (5) 小括

以上によれば、本件各情報要請が情報入手手段を尽くさずに行われ又は既に我が国で得た 情報を要請するものとして違法であるとはいえない。

8 争点 6 (本件各情報要請を原因とする原告らの国家賠償請求権の有無) について 以上の 5 ないし 7 において検討したところによれば、本件各情報要請に国賠法上の違法があ るとはいえないから、その余の点につき判断するまでもなく、原告らに本件各情報要請を原因 とする国家賠償請求権が成立するとはいえない。

原告らの本件各国賠請求はいずれも理由がない。

#### 9 結論

よって、本件各訴えのうち本件各取消請求及び本件各確認請求に係る部分は不適法であるからこれらを却下し、その余の本件各国賠請求は理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法65条1項本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 谷口 豊

裁判官 平山 馨

裁判官 馬場 潤

(1) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール 共和国政府との間の協定

(平成7年条約第8号、改正平成22年条約第2号)

目次	第11条 (利子)	第22条 (減免の制限)
第1条(人的範囲)	第12条 (使用料)	第23条 (二重課税の排除)
第2条(対象税目)	第13条 (譲渡収益)	第24条 (無差別取扱い)
第3条(一般的定義)	第14条 (自由職業所得)	第25条 (相互協議)
第4条(居住者)	第15条 (給与所得)	第26条 (情報交換)
第5条(恒久的施設)	第16条 (役員報酬)	第27条 (徴収共助)
第6条(不動産所得)	第17条 (芸能人)	第28条 (外交官)
第7条(事業所得)	第18条 (退職年金)	第29条 (発効)
第8条(国際運輸業所得)	第19条 (政府職員)	第30条 (終了)
第9条(特殊関連企業)	第20条 (学生)	議定書
第9条(特殊関連企業)	第20条(学生)	議定書
第10条(配当)	第21条(その他所得)	

日本国政府及びシンガポール共和国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望 して、

次のとおり協定した。

## 第1条(人的範囲)

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

## 第2条(対象税目)

- 1 この協定は、次の租税について適用する。
  - (a) 日本国においては、
    - (i) 所得税
    - (ii) 法人税
    - (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) シンガポールにおいては、

所得税

(以下「シンガポールの租税」という。)

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

# 第3条(一般的定義)

- 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
- (a)「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている すべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管 轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含 む。)をいう。
- (b)「シンガポール」とは、シンガポール共和国をいう。
- (c)「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はシンガポールをいう。
- (d)「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はシンガポールの租税をいう。
- (e)「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f)「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g)「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が 営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h)「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約 国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方 の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取 り扱われるすべての団体をいう。
- (i)「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。
- (j)「権限のある当局」とは、
  - (i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
  - (ii) シンガポールについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- 2 一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により 別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令に おける当該用語の意義を有するものとする。

# 第4条(居住者)

- 1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理支配の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。
- (a) 当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国(重要な利害関係の中心がある国) の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合 には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締 約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。
- 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国の権限 のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定す る。

## 第5条(恒久的施設)

- 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部 又は一部を行っている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動は、6 箇月を超 える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c)企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f)(a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を 行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動 の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。
- 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて 一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施

設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内 において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。)を行う法人を支 配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法 人の「恒久的施設」とはされない。

## 第6条(不動産所得)

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から 生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかいないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について 適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

## 第7条(事業所得)

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設 のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所 において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規 定は、この条の規定によって影響されることはない。

#### 第8条(国際運輸業所得)

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対して は、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、シンガポールの企業 である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似 する租税でシンガポールにおいて今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

#### 第9条(特殊関連企業)

- 1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に 参加している場合又は
  - (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若 しくは間接に参加している場合

であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

# 第10条(配当)

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の 締約国において租税を課することができる。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令 に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者であ る場合には、次の額を超えないものとする。
- (a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ6箇月の期間を通じ、当

該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも25パーセントを所有する法人である場合 には、当該配当の額の5パーセント

- (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の15パーセント この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼ すものではない。
- 3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。) から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国 の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 4 シンガポールが法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対して租税を課さないこととしている限り、シンガポールの居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当については、2の規定にかかわらず、シンガポールにおいて当該法人の利得又は所得に対する租税以外の租税を免除する。
- 5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第7条又は第14条の規定を適用する。
- 6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他 方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保 所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、 当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他 の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである 場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して 租税を課することができない。

#### 第11条(利子)

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の 締約国において租税を課することができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の10パーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する機関によって保証された債権、これらによって保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

- 4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する機関」とは、次のものをいう。
- (a) 日本国については、
  - (i) 日本銀行
  - (ii) 日本輸出入銀行
  - (iii) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- (b) シンガポールについては、
  - (i) 通貨委員会
  - (ii)シンガポール貨幣管理局
  - (iii)シンガポール政府投資公社
  - (iv) シンガポール政府が資本の全部を所有するその他の機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- 5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。
- 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の 締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国に おいて当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当 該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するも のであるときは、適用しない。この場合には、第7条又は第14条の規定を適用する。
- 7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は国定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

#### 第12条(使用料)

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税 を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合に は、当該使用料の額の10パーセントを超えないものとする。

- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金(第8条で取り扱うものを除く。)をいう。
- 4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム 及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商 標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用す る。
- 6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又 は収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又 は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供 する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は 当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第7条又 は第14条の規定を適用する。
- 7 使用料又は収入の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

#### 第13条 (譲渡収益)

- 1 一方の締約国の居住者が第6条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、この2

- の規定は、前条5の規定が適用される財産の譲渡から生ずる収益については、適用しない。
- 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用 に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国におい てのみ租税を課することができる。
- 4 2の規定が適用される場合を除くほか、
- (a) 一方の締約国内に存在する不動産を主要な財産とする法人の株式(公認の株式取引所において 通常取引されるものを除く。) 又は一方の締約国内に存在する不動産を主要な財産とする組合、 信託若しくは遺産の持分の譲渡から生ずる収益に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。
- (b) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する収益 に対しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。
  - (i) 当該譲渡者が保有し又は所有する株式(当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。)の数が、当該課税年度中 又は当該賦課年度に係る基準期間中のいかなる時点においても当該法人の株式の総数の少なく とも25パーセントであること。
  - (ii) 当該譲渡者及びその特殊関係者が当該課税年度中又は当該賦課年度に係る基準期間中に譲渡 した株式の総数が、当該法人の株式の総数の少なくとも5パーセントであること。
- 5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

### 第14条(自由職業所得)

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有する場合
- (b) その者が継続するいずれかの12箇月の期間において合計183日を超える期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、 技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

## 第15条(給与所得)

1 次条、第18条及び第19条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその 勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内に

おいて行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の 締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国にお いて租税を課することができる。

- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) 報酬の受領者が継続するいかなる12箇月の期間においても合計183日を超えない期間当該 他方の締約国内に滞在すること。
- (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものである こと。
- (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

## 第16条(役員報酬)

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その 他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

## 第17条 (芸能人)

1 第14条及び第15条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第7条、第1 4条及び第15条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

# 第18条(退職年金)

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

## 第19条 (政府職員)

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a) の個人が次の(i) 又は(ii) に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該 他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
    - (i) 当該他方の締約国の国民
    - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの
- 2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (b) もっとも、(a) の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき 支払われる報酬及び退職年金については、第15条から前条までの規定を適用する。

## 第20条(学生)

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他 方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生 計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、 当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

## 第21条 (その他所得)

- 1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第6条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固

定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合 には、第7条又は第14条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

## 第22条 (減免の制限)

- 1 日本国内の源泉から生じた所得につき日本国において条件付きで又は無条件に租税を減免することがこの協定に規定されている場合において、シンガポールにおいて施行されている法令に基づきその所得の全額ではなくその所得のうちシンガポールに送金され又はシンガポール内で受領された部分に対して租税を課するときは、この協定に基づき日本国において認める租税の減免は、その所得のうちシンガポールに送金され又はシンガポール内で受領された部分についてのみ適用する。もっとも、この制限は、シンガポール政府、通貨委員会、シンガポール貨幣管理局、シンガポール政府投資公社又は第11条4(b)(iv)にいうシンガポール政府の所有する機関が取得する所得については適用しない。
- 2 一方の締約国において他方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものに所得が生じ、かつ、 当該一方の締約国において条件付きで又は無条件に租税を減免することがこの協定に規定されてい る場合には、この協定に基づき認める当該租税の減免は、その者について当該他方の締約国におい て施行されている法令に基づき租税が免除されており、かつ、その者が当該他方の締約国において 実体を有して実際の活動を行っていないときには、当該所得については適用しない。

## 第23条 (二重課税の排除)

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令 に従い、
- (a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従ってシンガポールにおいて租税を課される所得をシンガポールにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるシンガポールの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
- (b) シンガポールにおいて取得される所得が、シンガポールの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも25パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるシンガポールの租税を考慮に入れるものとする。
- 2 シンガポールにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

シンガポールの居住者がこの協定の規定に従って日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合には、シンガポールは、シンガポール以外の国において納付される租税をシンガポールの租税から控除することに関するシンガポールの法令に従い、当該所得について直接に又

は源泉徴収により納付される日本国の租税を当該居住者に対して課されるシンガポールの租税の額から控除する。その控除を行うに当たり、日本国において取得される所得が、日本国の居住者である法人により、その株式の少なくとも25パーセントを直接又は間接に所有する法人であるシンガポールの居住者に対して支払われる配当である場合には、当該配当を支払う法人によりその利得のうち当該配当に充てられる部分について納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。

## 第24条 (無差別取扱い)

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税以外の若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第1条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。ただし、この1の規定は、シンガポールが、シンガポールの国民にのみ、この協定の署名の日に法令で認めている租税上の人的控除、救済及び軽減又はその後にその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみ修正された租税上の人的控除、救済及び軽減(軽微な点について追加されたものを含む。)を、日本国の国民にも認めることをシンガポールに義務付けるものと解してはならない。両締約国の政府は、シンガポールにおいて将来導入され、かつ、両締約国の政府がこの1の規定の原則に合致すると認めるその他の租税上の人的控除、救済又は軽減をこれに含めることについて合意することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国に おいて、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されるこ とはない。
  - この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として 自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義 務付けるものと解してはならない。
- 3 第9条1、第11条8又は第12条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税以外の若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

## 第25条(相互協議)

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は 受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令

に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から3年以内に、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

# 第26条 (情報交換)

- 1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第1条及び第2条の規定による制限を受けない。
- 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手 した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの 租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監 督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者 又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報 を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するもの と解してはならない。
- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

(平成22年条約第2号本条全文改正)

## 第27条(徵収共助)

- 1 各締約国は、この協定に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このよう な特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約 国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額 につき当該他方の締約国に対して責任を負う。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

## 第28条(外交官)

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

# 第29条(発効)

- 1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。
- 2 この協定は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。
- (a) 日本国においては、
  - この協定が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得
- (b) シンガポールにおいては、
  - この協定が効力を生ずる年の翌々年の1月1日以後に開始する賦課年度分のシンガポールの租 税
- 3 1971年1月29日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約(1981年1月14日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。)は、2の規定に従ってこの協定が適用される所得又は租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

# 第30条(終了)

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から5年の期間が満了した後に開始する各暦年の6月30日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得

(b) シンガポールにおいては、

終了の通告が行われた年の翌々年の1月1日以後に開始する賦課年度分のシンガポールの租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1994年4月9日にシンガポールで、英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

川村知也

シンガポール共和国政府のために

コー・ヨン・ガン

## 議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和 国政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す、 経過措置に係る次の規定を協定した。

- 1 協定第11条2の規定にかかわらず、産業的事業に従事するシンガポールの企業が発行する社債 又はそのような企業に対する貸付金(延払いの形式によるものを含む。)の利子であって、シンガ ポール内で生じ、日本国の居住者に支払われるものについては、シンガポールの租税を免除する。
- 2 1の規定の適用上、「産業的事業」とは、シンガポールにおいて行われ、かつ、シンガポールの 権限のある当局によって認められる事業で次の種類に該当するものをいう。
- (a) 製造業、組立業及び加工業
- (b) 建設業及び土木業
- (c)造船業、船舶解体業及び船舶修理業
- (d) 電気(水力電気を含む。)、ガス又は水の供給事業
- (e) 鉱業(採石その他鉱床の採掘を含む。)
- (f) 栽培業、農業、林業及び漁業
- (g) その他の事業であって1の規定の適用上「産業的事業」であると認定されるもの
- 3 協定第23条1に規定する控除の適用上、シンガポールの租税は、この議定書1の規定が適用される利子及び協定第12条2又は5の規定が適用される使用料又は収入については、常に、その額の15パーセントの率で納付されたものとみなす。
- 4 協定第23条1に規定する控除の適用上、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励 措置であってこの協定の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加としてシンガポ

ールの租税に関する法令にその後に導入されることがあるものに従ったシンガポールの租税の軽減 又は免除が行われなかったとしたならばシンガポールの法令に基づきシンガポールの租税として納 付されたであろう額は、納税者によって納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記 の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

5 1から4までの規定は、2000年12月31日後に開始する各課税年度について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。 1994年4月9日にシンガポールで、英語により本書2通を作成した。 日本国政府のために

川村知也

シンガポール共和国政府のために コー・ヨン・ガン

(1) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との 間の条約 (平成23年条約第15号)

目次	第11条 (利子)	第22条(二重課税の除去)
第1条(対象となる者)	第12条(使用料)	第23条(無差別待遇)
第2条(対象となる租税)	第13条(譲渡収益)	第24条(相互協議手続)
第3条(一般的定義)	第14条(給与所得)	第25条(情報の交換)
第4条(居住者)	第15条(役員報酬)	第26条(租税の徴収の共助)
第5条(恒久的施設)	第16条(芸能人及び運動家)	第27条(外交使節団及び領事
第6条(不動産所得)	第17条 (退職年金及び保険年	機関の構成員)
第7条(事業利得)	金)	第28条(適用地域)
第8条(海上運送及び航空運	第18条(政府職員)	第29条(見出し)
送)	第19条(学生)	第30条(効力発生)
第9条(関連企業)	第20条(その他の所得)	第31条(終了)
第10条(配当)	第21条(特典の制限)	議定書

日本国及びオランダ王国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

# 第1条(対象となる者)

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

## 第2条(対象となる租税)

- 1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される 所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。
- 2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とされる。
- 3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。
- (a) 日本国については、
  - (i) 所得税
  - (ii) 法人税
  - (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

- (b) オランダについては、
  - (i) 所得税
  - (ii) 賃金税
  - (iii) 法人税(鉱業法に従って天然資源の開発の純利得のうち政府への割当てが課される部分を含む。)

# (iv) 配当税

(以下「オランダの租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

## 第3条(一般的定義)

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
- (a)「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。
- (b)「オランダ」とは、オランダ王国のうちョーロッパに位置する部分(領海及びその領海の外側に位置する区域であって、オランダが国際法に基づき管轄権又は主権的権利を行使する区域を含む。)をいう。
- (c)「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオランダをいう。
- (d)「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオランダの租税をいう。
- (e)「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f)「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g)「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
- (h)「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が 営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (i)「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。
- (i)「権限のある当局」とは、次の者をいう。
  - (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
  - (ii) オランダについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (k)「国民」とは、次の者をいう。
  - (i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、 又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づい て設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体
  - (ii) オランダについては、オランダの国籍を有する全ての個人及びオランダにおいて施行されて いる法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体
- (1)「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
- (m)「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。

- (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されること。
- (ii) 主として、老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。
- (iii) (ii) に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

# 第4条(居住者)

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。
- (a) 当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体
- (b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される年金基金
- (c) 当該一方の締約国において、主として宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的の ために設立され、かつ、運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部 に対する租税が免除されるものに限る。)
- ただし、一方の締約国の居住者には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。
- (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久 的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な 締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久 的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在す る締約国の居住者とみなす。
- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。
- 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店 又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

- 4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、 又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当 該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された 部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又 は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部 分についてのみ適用する。
- 5 この条約の適用上、
- (a) 一方の締約国内から取得される所得であって、
  - (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
  - (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得 として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすものに限る。)の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。

- (b) 一方の締約国内から取得される所得であって、
  - (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
  - (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典(当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。
- (c) 一方の締約国内から取得される所得であって、
  - (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
  - (ii) 他方の締約国及び当該団体が組織された国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、 構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすものに限る。)の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。ただし、当該団体が組織された国が当該一方の締約国と租税に係る実効的な情報の交換に関する規定を有する条約を締結している場合に限る。

- (d) 一方の締約国内から取得される所得であって、
  - (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
  - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対して は、この条約の特典は与えられない。

- (e) 一方の締約国内から取得される所得であって、
  - (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
  - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対して は、この条約の特典は与えられない。

## 第5条(恒久的施設)

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部 又は一部を行っているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f)鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が12箇月 を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものと する。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c)企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を 行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f)(a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を 行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動 の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。
- 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて 一方の締約国内で事業を行っているという理由のみによっては、当該一方の締約国内に恒久的施設

を有するものとはされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内 において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、 又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒 久的施設とはされない。

## 第6条(不動産所得)

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から 生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適 用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

# 第7条(事業利得)

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であって、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用であって当該恒久 的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他 の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への 配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行と されている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、 用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するよう なものでなければならない。

- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利 得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、 この条の規定によって影響されることはない。

## 第8条 (海上運送及び航空運送)

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対して は、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 第2条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合 において、オランダの企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業 税に類似する税でオランダにおいて今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

## 第9条 (関連企業)

- 1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又 は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設 けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみら れる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを 当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接 に参加している場合
- 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。
- 3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から7年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の

規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

#### 第10条(配当)

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の 締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。
- (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする6箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の10パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の5パーセント
- (b) その他の全ての場合には、当該配当の額の10パーセント
- 3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。
- (a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする6箇月の期間を通じ、当該配当を 支払う法人の議決権の50パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人
- (b) 年金基金(当該配当が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得された ものでない場合に限る。)
- 4 2及び3の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 5 2 (a) 及び3 (a) の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を 控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。
- 6 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び当該分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。
- 7 1から3まで及び10の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払 う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事 業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質 的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第7条の規定を適用する。
- 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

- 9 一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分(以下この9において「優先株式等」という。)に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。
- (a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約 により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。
- 10 1、2及び8の規定にかかわらず、資本が株式として分割される法人であり、かつ、一方の締約 国の法令の下において当該一方の締約国の居住者とされるものが他方の締約国の居住者である個人 に支払う配当に対しては、当該個人(当該個人の配偶者並びに当該個人及び当該配偶者の直系の血 族又は姻族である者を含む。)が当該法人の特定の種類の株式の5パーセント以上を直接又は間接 に所有している場合には、当該一方の締約国の法令に従って当該一方の締約国において租税を課す ることができる。この10の規定は、当該配当の支払を受ける当該個人が、当該配当が支払われる 年に先立つ10年の間のいずれかの時点又はその全ての期間において当該一方の締約国の居住者で あり、かつ、当該個人が当該他方の締約国の居住者になった時において当該法人に係る株式の所有 に関する前記の要件を満たす場合に限り、当該一方の締約国の法令の下において当該株式の所有及 び当該個人の移住に関連して認定される租税の額のうちいまだ納付されていない部分を限度として、 適用する。

### 第11条(利子)

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の 締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の 法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居 住者である場合には、当該利子の額の10パーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、次のいずれかの場合に該 当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公 共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関である場合
- (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であって、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合
- (c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合

- (i)銀行
- (ii) 保険会社
- (iii) 証券会社
- (iv)(i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の50パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の50パーセントを超える部分が当該企業と第9条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの
- (d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金であって、当該利子が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合
- (e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であって、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われる信用供与による設備、物品の販売又は役務の提供の結果として生ずる債権に関して支払われる場合
- 4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配の受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。
- 5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の 締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利 子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用し ない。この場合には、第7条の規定を適用する。
- 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(いずれかの締約国の居住者であるか否かを問わない。)が、いずれかの締約国又は両締約国以外の国に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、次に定めるところによる。
- (a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該利子は、当該一方の締約国内において 生じたものとされる。
- (b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国にある場合には、当該利子は、いずれの締約国内において も生じなかったものとされる。
- 7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又 はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支 払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられ る額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、こ の条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 8 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場

合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

- (a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約 により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

## 第12条 (使用料)

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他 方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及び ラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、 意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業 上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
- 3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第7条の規定を適用する。
- 4 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 5 一方の締約国の居住者が権利又は財産の使用に関して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産の使用に関して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産の使用に関して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者とはされない。
- (a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

### 第13条 (譲渡収益)

- 1 一方の締約国の居住者が第6条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡 によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によって取得する収益に対しては、当該法人、組合又は信託財産の資産の価値の50パーセント以上が第6条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分(以下「同種の株式等」という。)が第21条8(c)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の5パーセント以下である場合は、この限りでない。
- 3 (a) 次の(i) 及び(ii) の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(ii) に規定する株式を譲渡((i) の資金援助が最初に行われた日から5年以内に行われる譲渡に限る。) することによって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。
  - (i) 当該他方の締約国(日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。)が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合
  - (ii) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合
  - (b)(a)の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国から、この条約の効力発生前に取得した場合又はこの条約の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。
- 4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって当該居住者が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。
- 7 6の規定にかかわらず、資本が株式として分割される法人であり、かつ、一方の締約国の法令の下において当該一方の締約国の居住者とされるものの株式、受益株式若しくは信用に係る債権の譲渡又は当該株式、受益株式若しくは信用に係る債権に附属する権利の一部の譲渡から生ずる収益で他方の締約国の居住者である個人が取得するものに対しては、当該個人(当該個人の配偶者並びに当該個人及び当該配偶者の直系の血族又は姻族である者を含む。)が当該法人の特定の種類の株式の5パーセント以上を直接又は間接に所有している場合には、当該一方の締約国の法令及びその解釈(「譲渡」の解釈を含む。)に従って当該一方の締約国において租税を課することができる。この7の規定は、当該収益を取得する当該個人が、当該収益が取得される年に先立つ10年の間のいず

れかの時点又はその全ての期間において当該一方の締約国の居住者であり、かつ、当該個人が当該他方の締約国の居住者になった時において当該法人に係る株式の所有に関する前記の要件を満たす場合に限り、当該一方の締約国の法令の下において当該株式の所有及び当該個人の移住に関連して認定される租税の額のうちいまだ納付されていない部分を限度として、適用する。

## 第14条(給与所得)

- 1 次条、第17条及び第18条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその 勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内に おいて行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の 締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する 報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの12箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が含計183日を超えないこと。
- (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものである こと。
- (c)報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

#### 第15条(役員報酬)

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その 他の支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

# 第16条 (芸能人及び運動家)

- 1 第7条及び第14条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジ オ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個 人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動 家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第7条及び第 14条の規定にかかわらず、当該個人的活動が行われる当該一方の締約国において租税を課するこ とができる。

#### 第17条(退職年金及び保険年金)

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その

他これに類する報酬(社会保障制度に基づく給付を含む。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該退職年金その他これに類する報酬が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

- 2 一方の締約国の居住者が受益者である保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該保険年金が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該保険年金に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。この条において、「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に所定の金額が支払われるものをいう。
- 3 退職年金その他これに類する報酬又は保険年金を受領する権利に代わる一時金であって、一方の 締約国の居住者である個人に支払われるものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課 することができる。ただし、当該一時金が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締 約国においても租税を課することができる。

## 第18条 (政府職員)

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i) 又は (ii) の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
    - (i) 当該他方の締約国の国民
    - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの
- 2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供され

る役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第14条から前条までの規定を適用する。

#### 第19条 (学生)

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他 方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生 計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われる給付に限る。)につ いては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除 は、事業修習者については、当該一方の締約国において最初に訓練を開始した日から1年を超えな い期間についてのみ適用する。

#### 第20条 (その他の所得)

- 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であって前各条に規定がない もの(以下この条において「その他の所得」という。)に対しては、当該一方の締約国においての み租税を課することができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得(第6条2に規定する不動産から生ずる 所得を除く。)の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じ て事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施 設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場 合には、第7条の規定を適用する。
- 3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 4 一方の締約国の居住者が権利又は財産に関して他方の締約国内において生じたその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に関して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。
- (a) 当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に関し、当該一方の締約国の居住者に対して この条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有 しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

## 第21条 (特典の制限)

- 1 一方の締約国の居住者であって他方の締約国内から第10条3、第11条3、第12条、第13 条又は前条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定に より認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度 において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定によ り認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(e)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、 当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。

## (a) 個人

- (b) 一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、オランダ中央銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に所有する者
- (c) 法人であって、その主たる種類の株式が、公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるもの(当該株式が8(c)(iii)又は(iv)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録されるものである場合には、当該法人の事業の管理及び支配の主たる場所が、当該法人が居住者とされる締約国内にあるときに限る。)
- (d) 次の(i) 又は(ii) に規定する者のいずれかに該当する者
  - (i) 第4条1 (b) 又は (c) に規定する者(同条1 (b) に規定する者にあっては、次の (a a) 又は (bb) に規定する者のいずれかに該当する者に限る。)
    - (aa) 当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の50 パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金
    - (bb) その基金の 7 5 パーセントを超えるものが、適格者であるいずれかの締約国の居住者が拠 出した基金である年金基金
  - (ii)銀行、保険会社又は証券会社(その者が居住者とされる締約国の法令に基づいて設立され、 かつ、規制されるものに限る。)
- (e) 個人以外の者((a) から(d) までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、議 決権の50パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する 場合に限る。)
- 3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から 取得する第10条3、第11条3、第12条、第13条又は前条に定める所得に関し、7以下の同 等受益者が当該法人の議決権の75パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、 当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満た すときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
- 4 2 (e) 又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日(配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日) に先立つ12箇月の期間を通じて2 (e) 又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該

要件を満たすものとする。

- (b) その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得が取得される課税年度の 総日数の半数以上の日において2(e) 又は3に規定する要件を満たしているときは、当該課税 年度について当該要件を満たすものとする。
- 5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第10条3、第11条3、第12条、第13条又は前条に定める所得に関し、次の(i) から(iii) までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
  - (i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、 当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券 会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)である場合は、この限りでない。
  - (ii) 当該所得が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
  - (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する 要件を満たすこと。
  - (b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者の関連企業であって他方の締約国内において事業を行うものから当該他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関連企業が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。
  - (c) (a) の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の50パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の50パーセント以上に相当する株式)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の50パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の50パーセント以上に相当する株式)を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。
- 6 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第10条3、第11条3、第12条、第13条又は前条に定める所得に関し、次の(i) から(iii) までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
  - (i) 当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。
  - (ii) 当該所得が(b)(ii) に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

- (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する 要件を満たすこと。
- (b) 一方の締約国の居住者は、次の(i) から(vi) までに掲げる要件を満たす場合に限り、(a) の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされる。
  - (i) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は 当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。
  - (ii) 当該多国籍企業集団が、5以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において事業を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの5の国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の5パーセント以上を生み出す場合に限る。
  - (iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の50パーセント未満しか生み出さないこと。
  - (iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が50パーセント以下であること。
  - (v)(i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、 行使すること。
  - (vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であって5に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。
- (c)(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得を取得する課税年度の直前の三課税年度について(b)(ii)から(iv)までに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に関する要件のそれぞれを満たしている場合には、当該所得を取得する課税年度について当該要件を満たすものとみなす。
- 7 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第10条3、 第11条3、第12条、第13条又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特 典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当 該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務 の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでな いと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。
- 8 この条の規定の適用上、
- (a)「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
- (b)「株式」には、株式の預託証券又は株式の信託受益証券を含む。
- (c)「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
  - (i) 日本国の金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づき設立された金融商品取引所又 は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
  - (ii) オランダの金融監督に関する法律第5条の26 1 (又は同法を承継する法律の関連規定) に規定する許可に基づき金融市場庁(又は同庁を承継する当局)による規制に従ってオランダ

において設立された有価証券市場

- (iii) アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所、スイス証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場
- (iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
- (d)「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)に規定するいずれかの者をいう。
  - (i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の ための条約(以下この条において「租税条約」という。)を有している国の居住者であって、 次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの
    - (aa) 租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。
    - (bb) 当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること 又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれてい るとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。
    - (cc) 第10条3、第11条3、第12条、第13条又は前条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。
  - (ii) 2 (a) から (d) までに掲げる適格者
- (e)「関連企業」とは、第9条1 (a) 又は (b) に規定する関係を有する企業をいう。
- (f)「総所得」とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいう。

## 第22条 (二重課税の除去)

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってオランダにおいて租税を課される所得をオランダ内から取得する場合には、当該所得について納付されるオランダの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
- 2 オランダ内から取得される所得が、配当であって、オランダの居住者である法人により当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の10パーセント以上を当該配当の支払義務が確定する日に先立つ6箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われるものである場合には、当該配当は、日本国の租税の課税標準から除外される。その除外は、日本国の租税の課税標準から配当を除外することに関する日本国の法令の規定(株式の所有に関する要件に係る規定を除

- く。)に従うことを条件とする。
- 3 オランダは、その居住者に対して租税を課する場合には、当該租税の課税標準に、この条約の規 定に従い日本国において租税を課される所得又は日本国においてのみ租税を課される所得を含める ことができる。
- 4 もっとも、オランダの居住者が、第6条1、3及び4、第7条1、第10条7、第11条5、第 12条3、第13条1から4まで、第14条1及び3、第17条1及び2、第18条1(a)及び 2(a)並びに第20条2の規定に従い日本国において租税を課される所得又は日本国においての み租税を課される所得であって、3に規定する課税標準に含まれるものを取得する場合には、オランダは、オランダの租税を軽減することによりこれらの所得に対する租税を免除する。この軽減は、二重課税の回避に関するオランダの法令の規定に従って算定される。この場合において、これらの 所得は、当該法令の規定の下においてオランダの租税を免除される所得の額に含まれるものとみな す。
- 5 オランダは、さらに、第10条2及び10、第11条2、第13条7、第15条、第16条1及び2並びに第17条3の規定に従い日本国において租税を課される所得について算定されるオランダの租税からの控除を認める(これらの所得が3に規定する課税標準に含まれる場合に限る。)。この控除の額は、これらの所得について日本国において納付した租税の額と同一の額とする。ただし、当該控除の額は、二重課税の回避に関するオランダの法令の定めるところにより、3に規定する課税標準に含まれるこれらの所得が当該法令の規定に基づきオランダが軽減を与える唯一の所得であるとしたならば認められる控除の額を超えないものとする。

この5の規定は、当該法令の規定により現在又は将来認められる租税の軽減を制限しない。ただし、これらの所得について日本国において納付した租税を翌年以後に繰り越すこと及び二以上の国から取得する所得を合計することについてオランダの租税の控除の額を算定する場合に限る。

- 6 4の規定にかかわらず、オランダは、第7条1、第10条7、第11条5、第12条3及び第20条2の規定に従い日本国において租税を課される所得について、二重課税の回避に関するオランダの法令の規定に基づいてオランダの租税からオランダ以外の国においてこれらの所得に対して課される租税を控除することを認める場合には、これらの所得について日本国において納付した租税をオランダの租税から控除することを認める(これらの所得が3に規定する課税標準に含まれる場合に限る。)。この控除の算定に当たっては、5の規定を適用する。
- 7 1から6までの規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であってこの条約の規 定に従って他方の締約国において租税を課されるもの又は他方の締約国においてのみ租税を課され るものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

## 第23条 (無差別待遇)

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第1条の規定にかかわらずいずれの締約国の居住者でもない者にも、

適用する。

- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国に おいて、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されるこ とはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理 由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居 住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 第9条1、第11条7、第12条4又は第20条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の 締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一 方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとし た場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。
- 5 第2条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又は当該締約国の地方政府若しくは地方公 共団体のために課される全ての種類の租税に適用する。

# 第24条(相互協議手続)

- 1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は 受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める 救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、又は当該事案が前条1 の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申 立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通 知の日から3年以内に、しなければならない。
- 2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。特に、両締約国の権限のある当局は、次の事項について合意することができる。
- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設への所得、所得控除、税額控除その 他の租税の減免の帰属
- (b) 二以上の者の間における所得、所得控除、税額控除その他の租税の減免の配分
- (c) この条約の適用に関する相違(次の (i) から (iv) までに掲げる事項に関する相違を含む。)の解消

- (i) 特定の所得の分類
- (ii) 者の分類
- (iii) 特定の所得に対する源泉に関する規則の適用
- (iv) この条約において用いられる用語の意義
- (d) 事前価格取決め

両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去する ため、相互に協議することができる。

- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること (両締約国の権限のある当局及びその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを 含む。)ができる。
- 5 (a) 一方の又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
  - (b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から2年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

### 第25条 (情報の交換)

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若 しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税が この条約の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。 情報の交換は、第1条及び第2条の規定による制限を受けない。
- 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手 した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの 租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監 督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者 又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報 を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するもの と解してはならない。
- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとるこ

と。

- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
- 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が 有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提 供を拒否することを認めるものと解してはならない。

# 第26条 (租税の徴収の共助)

- 1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約 国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額 につき当該他方の締約国に対して責任を負う。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、1に規定する租税を徴収するよう努めるいずれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し、又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

### 第27条(外交使節団及び領事機関の構成員)

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

## 第28条 (適用地域)

- 1 この条約は、オランダ王国のうちョーロッパに位置しない部分につき、そのまま又は必要な修正を加えて適用を拡大することができる。その適用の拡大は、外交上の経路を通ずる公文の交換によって約定される日から、約定される修正及び条件(終了に関する条件を含む。)に従って効力を生ずる。
- 2 別段の合意をしない限り、この条約の終了は、この条の規定に基づいてこの条約の適用が拡大されたオランダ王国の部分に対するこの条約の適用を終了させることにはならない。

#### 第29条(見出し)

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈

に影響を及ぼすものではない。

## 第30条 (効力発生)

- 1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条 約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、次のものについて適用する。
- (a) 日本国については、
  - (i)源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に租税を 課される額
  - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1 日以後に開始する各課税年度の所得
  - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の租税
- (b) オランダについては、
  - (i)源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に租税を 課される額
  - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1 日以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得
  - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税
- 3 1970年3月3日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約及び議定書(1992年3月4日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。)(以下この条において「旧条約」という。)は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。
- 4 3の規定にかかわらず、旧条約により特典を受ける権利がこの条約により特典を受ける権利より 一層有利な者については、その者の選択により、旧条約の適用を選択しなかったとしたならば2の 規定によりこの条約が適用されたであろう日から12箇月の間、旧条約を全体として引き続き適用 する。
- 5 旧条約は、1から4までの規定に従って適用される最後の日に終了する。

## 第31条(終了)

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国 も、この条約の効力発生の日から5年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の6箇月前まで に、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了さ せることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき効力を失う。

(a) 日本国については、

- (i)源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に租税を課される額
- (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の1月1日 以後に開始する各課税年度の所得
- (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に開始する各課税 年度の租税
- (b) オランダについては、
  - (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に租税を課される額
  - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の1月1日 以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得
  - (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に開始する各課税 年度及び課税期間の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。 2010年8月25日に東京で、英語により本書2通を作成した。

日本国のために

武正公一

オランダ王国のために

フィリップ・ドゥ・ヘーア

### 議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の 条約(以下「条約」という。)を本日署名するに当たり、日本国及びオランダ王国は、条約の不可分 の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 条約第3条1 (m) (iii) の規定に関し、年金基金は、日本国の法人税法(昭和40年法律第34号) 第8条若しくは第10条の2又は同法附則第20条第1項に規定する租税が課される場合においても、条約第3条1 (m) (ii) に規定する活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。
- 2 条約第6条及び第13条の規定に関し、天然資源の探査及び開発に係る権利は、これらの権利が 適用される海底(その下を含む。)の存在する締約国内に存在する不動産とされる。さらに、これ らの権利には、当該探査若しくは開発の持分に係る権利又は当該探査若しくは開発によって生ずる 資産から得られる利益に係る権利を含む。
- 3 条約第7条の規定に関し、調査、提供、据付け又は建設活動から得られる利得については、恒久 的施設によって当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該恒久的施設に帰せられるも のとすることが了解される。

- 4 条約第9条の規定に関し、同条1(a)又は(b)に規定する関係を互いに有する企業間で、資産、役務又は権利に係る開発、生産又は取得に関する費用及び危険を分担し、並びにこれらの資産、役務又は権利におけるそれぞれの参加者の持分の性質及び範囲を決定するための取決めを締結するという事案のみによっては、同条1に規定する条件を満たすものとはされないことが了解される。
- 5 条約第10条及び第13条の規定に関し、オランダは、法人の清算若しくは一部の閉鎖又は法人による自己の株式の取得に関連し受領する所得を、条約第10条に規定する配当として取り扱うものとし、条約第13条に規定する譲渡収益として取り扱わない。
- 6 条約第11条3の規定に関し、「中央銀行」及び「政府が所有する機関」とは、次のものをいう。 (a) 日本国については、
  - (i) 日本銀行
  - (ii) 株式会社日本政策金融公庫
  - (iii) 独立行政法人国際協力機構
  - (iv) 独立行政法人日本貿易保険
  - (v) 日本国政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの
- (b) オランダについては、
  - (i) オランダ中央銀行
  - (ii) オランダ開発金融会社
  - (iii) オランダ開発途上国投資銀行
  - (iv) オランダ政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換 により随時合意するもの
- 7 条約第15条の規定に関し、オランダの居住者である法人の場合には、「法人の役員」には、「取締役 (bestuurder)」及び「監査役 (commissaris)」を含む。「取締役 (bestuurder)」及び「監査役 (commissaris)」とは、それぞれ法人の経営全般に従事する者及びこれらの者を監督する者をいう。
- 8 条約第17条及び第18条の規定に関し、退職年金その他これに類する報酬がこれらの規定のいずれの規定の対象となるか及びどの程度これらの規定の対象となるかについては、当該退職年金その他これに類する報酬の受給資格を取得する期間に提供された役務の性質(民間又は政府に対する役務)によって決定されることが了解される。
- 9 条約のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所 得及び収益に対して、日本国の法令に従って源泉課税することを妨げるものではない。
- 10 条約第21条2(c)の規定に関し、課税年度の開始の日の前日に終了する12箇月の期間中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式の総数が当該12 箇月の期間中の当該主たる種類の株式に係る発行済株式の総数の平均の6パーセント以上である場合には、当該主たる種類の株式は、当該課税年度において一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものとされる。
- 11 条約第21条2(c)の規定に関し、法人の「事業の管理及び支配の主たる場所」は、役員及び

上級管理者が当該法人(当該法人が直接又は間接に所有する子会社を含む。)の戦略上、財務上及 び運営上の経営判断を行うための日々の職務を当該一方の締約国において他のいずれの国より多く 遂行し、かつ、当該役員及び上級管理者を補佐する職員がこれらの経営判断の準備及び決定のため に必要な日々の活動を当該一方の締約国において他のいず (別紙2で示されている日蘭租税条約の引用は以上である。)